

令和7年厚岸町議会第1回定例会会議録		
招集期日		令和7年 3月5日
招集場所		厚岸町議場
開閉日時	開会	令和7年 3月6日 午前10時00分
	散会	令和7年 3月6日 午後 4時31分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏名	出席○ 欠席×	議席番号	氏名	出席○ 欠席×
1	竹田敏夫	○	8	石澤由紀子	○
2	室崎正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	○	12		
6	中川孝之	○	13	大野利春	○
7	南谷健	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	佐藤浩之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	若　狹　靖	教　育　長	滝　川　敦　善
副　町　長	石　塚　徹	教委管理課長	諸　井　公
総　務　課　長	布　施　英　治	教委指導室長	藏　光　貴　弘
総合政策課長	三　浦　克　宏	教　委　生　涯	
危機対策室長	四　戸　岸　毅	学　習　課　長	車　塚　洋
税　務　課　長	鈴　木　康　史	監　査　委　員	黒　田　庄　司
町　民　課　長	堀　部　誠	監査事務局長(併)	川　越　一　寿
保健福祉課長	早　川　知　記	農委事務局長	江　上　圭
環境林務課長	真里谷　隆		
水産農政課長	高　橋　政　一		
観光商工課長	田　崎　清　克		
建設　課　長	渡　部　貴　志		
病院事務長	星　川　雅　美		
水　道　課　長	高　瀬　順　一		
会　計　管　理　者	塚　田　敦　子		

1. 会議録署名議員

9番	桂　川　実		
10番	堀　守		

1. 会　　期

3月5日から 3月12日までの8日間 (休会日2日)

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(7.3.6)

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		一般質問
第 3	議案第29号	監査委員の選任に対する同意を求めることについて
第 4	議案第30号	固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
第 5	議案第31号	指定管理者の指定について
第 6	議案第32号	損害賠償の額を定めることについて
第 7	議案第33号	工事請負契約の変更について
	議案第34号	工事請負契約の変更について
	議案第35号	工事請負契約の変更について
	議案第36号	工事請負契約の変更について
	議案第37号	工事請負契約の変更について
	議案第38号	工事請負契約の変更について
第 8	議案第48号	厚岸町新規就農者誘致条例及び厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第53号	厚岸町犯罪被害者等支援条例の制定について
第 9	議案第39号	厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第 10	議案第40号	厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 11	議案第41号	厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 12	議案第42号	厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 13	議案第43号	厚岸町老人福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
第 14	議案第44号	厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第 15	議案第45号	厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
第 16	議案第46号	厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 17	議案第47号	厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日 程	議 案 番 号	件 名
第 18	議 案 第 49 号	厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 19	議 案 第 50 号	厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
第 20	議 案 第 51 号	厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 21	議 案 第 52 号	厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

厚岸町議会 第1回定例会

令和6年3月7日
午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和7年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、9番、桂川議員、10番、堀議員を指名いたします。

日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。

2番、室崎議員の一般質問を行います。

2番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従い、ご質問申し上げます。3点ございます。

1点目は、コミュニティナースについてであります。1として、コミュニティナース事業を町はどうように評価しているか。2、その導入につき検討しているか。

2点目は、障害のある人への職員対応マニュアルについてであります。1として、障害のある人への職員対応マニュアルの内容及び作成の意図、目的についてご説明を頂きたい。2として、その活用方法についてお尋ねいたします。

3点目は、香害対策についてであります。1として、香害に関する施策の内容と今後の取組についてお伺いいたします。

以上でございます。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目のコミュニティナースについてのうち、（1）のコミュニティナース事業を町はどうように評価しているかについてでありますが、コミュニティナース事業とは、コミュニティナースがそれぞれの地域づくりの構想に基づき、目標を自治体と共有し、自治体と協働して住みよい地域づくりのための役割を担う活動をするものであります。この事業は、一定の知識を持つ人材が地域に根付き、住民の暮らしの身近な存在として、困り事や健康に関することなど生活に関する幅広い相談に乗るといった活動を自治体と協働して行うことにより、行政の目の届きにくいところに細かな目配りや住民の声を吸

い上げ、住みよい地域づくりへ貢献することもできる事業であると評価しております。

次に、（2）のその導入につき検討しているかについてありますが、コミュニティナース事業については、これまで人材の養成や派遣を担う会社からの事業運営の流れ等の情報収集や、導入自治体からの必要経費やその取組状況の聞き取り、実施形態の研究等を行ってまいりました。また、類似事業としては、地域に配置している生活支援コーディネーターが地域包括支援センターと連携して、集いの場所づくり、地域との関わりの少ない方の見守り、各種行政サービスへの干渉などを行う生活支援体制整備事業や、町の保健費等による地域保健活動に加え、各地区の民生委員・児童委員活動があります。まずはこれら既存事業における人材の確保や事業充実を進めることも重要と考えております。これらの事業を補うことにもなるコミュニティナース事業については、有効性は認識しておりますが、費用や導入方法などをさらに検討する必要もありますので、今後も研究を継続してまいります。

続いて2点目の障害のある人への職員対応マニュアルについてのうち、（1）のこのマニュアルの内容及び作成の意図、目的についてありますが、国は、障害を理由とする差別解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法を平成28年4月1日に施行し、障害者の不当な差別的取扱いは禁止とされ、合理的配慮の提供は行政機関等及び事業者においても義務とされました。このため、町職員が法の趣旨を正しく理解し、障害を理由とする差別を解消するための基本的な考え方や障害の特性を理解した上で適切な配慮ができるよう、平成30年10月に障害のある人への職員対応マニュアルを作成し、令和6年4月には改定版を作成しております。このマニュアルは、障害への理解として、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由児など、主な障害を八つに区分し、それぞれの障害の特性や、それに対応したコミュニケーションの留意点のほか、当事者や家族、関係者から直接お聞きしたメッセージを掲載した内容となっております。また、これらを場面別に分けて掲載しているほか、文書を作成する際は、読みやすい大きさの文字を使用すること、見分けやすい色使いをすることなど、障害の有無に関わらず配慮すべきことや、障害に関するマークの周知などを盛り込んでおります。

次に、（2）のその活用方法についてありますが、このマニュアルは全職員に周知しているほか、新規採用職員を対象に、マニュアルを用いて障害への理解、来庁者への対応、文章作成時の注意などを内容とする研修を実施していますが、他の職位については研修の実施には至っておりません。町が発行する印刷物においては、全てではありませんが字体や配色、文章などについてマニュアルを活用しております。また、マニュアルについては、町の職員向けに作成したものではありますが、町民や町内の事業者における障害者への対応の参考となるよう、ホームページへの掲載を行っております。

今後の町の対応としては、引き続き制度やマニュアルの周知として、広報誌及びホームページへの掲載を行い、各種職員研修において、このマニュアルの活用と促進に努めてまいりたいと考えているほか、事業者の合理的配慮義務など、必要な情報について商工会などと理解し、連携し、その普及を進めてまいります。

続いて、3点目の香害に関する施策の内容と今後の取組についてありますが、香害に関する施策の内容については、主に普及啓発、情報提供として、町公式ホームページや広報誌、ポスター掲示や、乳幼児対象の健康相談時における石けん配布と併せたチラ

シ配布による個別周知を継続して行っております。

普及、啓発の一環としまして、令和6年9月にはあっけし健康フェア2024として、町内数か所を巡回し、香害に関するパネル展示やDVD放映による周知と来道者への意識調査を行いました。また、広報誌において香害や化学物質過敏症に関する相談窓口を周知し、保健師による相談体制をとっております。

今後の取組としては、令和6年度に教育委員会、厚岸町PTA連合会において、香り製品が子供に与える影響についての講演会を実施しており、継続して町民が知る機会となるよう、令和7年度においても在職者による講演会を実施するため、本定例会に提出の令和7年度一般会計予算に必要な費用を計上しているところであります。香害に関して、自身や家族の予防のため、周知への配慮として参考になる情報を広く知っていただけるよう、さらに情報の収集を進め、教育委員会とも連携を図りながら取り組んでまいります。

私からは以上であります。教育委員会における対策については、教育長から答弁があります。

●教育長（滝川教育長） 私からは、3点目の香害対策について、教育委員会が所管する施策の内容と今後の取組についてお答えいたします。

教育委員会では、香害に関する施策として、学校内に5省庁が作成したポスター掲示のほか、令和5年9月に町内の小中学校の児童生徒、学校職員、保護者を対象に、認知度や香りで具合が悪くなったことがあるかなどのアンケート調査を実施して状況把握を行い、その結果を学校便りや広報あっけし等で公表し、香害の実態について町民へ周知してまいりました。また、家庭科や保健体育の授業においてアンケート調査結果を教材として活用していただくことで、児童生徒は人工香料が与える影響や厚岸町の現状について理解を深めているところであります。アンケート調査では、学校職員や保護者の回答率が低かったことから、校長会議などで香害について学校での会議の際に話題にしていただくことや、学校便りを通じて保護者へ周知していただいております。

また、昨年11月には、厚岸町教育委員会と厚岸町PTA連合会の共催で、学校関係者や町民を対象に専門家をお招きして、香り製品が子供に与える影響について講演会を実施し、健康被害に関する正しい理解が図られるよう、取組を実施してまいりました。

今後は、事業や啓発などの取組による香害の実態や意識の変化を把握するため、定期的な調査を予定しており、令和7年度においてアンケート調査を実施します。教育委員会では、健康的な学習環境の充実のため、香害に対して正しい理解が図られるよう、町とも連携を図りながら、引き続き児童生徒や学校職員、保護者に対しての啓発を進めてまいります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 最初にコミュニティナースの問題からお聞きいたします。

今の町長の答弁を聞いておりますと、コミュニティナースというものの意義については分かっているけれども、厚岸町はその分野においては十分なことをやっているので、

あえて補完する必要はない。そのようなものを入れなくても十分にその分野について手を打つてある。そういうふうに聞こえるのですが、そういうお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

コミュニティナースにつきましては、答弁にもあるように事業の目的、それから内容等を勘案した中では、とても有用な事業であるというふうに認識しています。現在行っている事業についても、全く同じ事業ではありませんが違うアプローチから地域における方々とのつながり、それから、本来町が保健事業の中で行うべきもの、そういったものはまず手厚く実施をしていきたいという方向性を持った上で、今後その部分が不足する場合、それから現状においてもやはり広く深くといいますか、町民の状況が把握できるかどうかという部分ではさらにコミュニティナースを活用して行うことも想定した上で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 分かってはいるけれども表現方法なのではないかと思います。コミュニティナースというのは、いわゆる地域に飛び出す公務員というような言い方を今されていますが、そういう側面と同時に、医療人材なのです。かつてはこの分野というのは保健師が外へ出て、その地域やそういうところに入って、いろいろと具体的な問題に対応していました。今でもいろいろなアンケートやそういうレポートを見ますと、保健師の人たちが一番やりたいのが地域に出ることだということの答えが非常に多いそうです。でも今は法律も変わりまして、特に介護保険の制度ができてからは保健師の行う仕事が物すごく多くなってきて、しかもデスクワークが非常に増えて、やむを得ず保健師の方が外へ出られない状況がずっと続いているというふうに伺っております。そういう中で、この医療人材が身近にいて気軽に相談に応じてくれる存在として非常に注目を浴びているということです。ただ、ここでは医療人材だということが町長の答弁の言葉の中に出でこなかったので、そこは確認しておきます。

いろいろ調べていらっしゃるとは言うのだけれども、実際にコミュニティナースを入れているところが結構増えてきていますから、道内でも幾つも出ていますので、そういうところで、うたい文句はいいけれども実際には大したことをやっていないのか。それとも実を上げているのか。そういうことを含めて実態の調査というのはやはりやっていただきたいのです。その辺りはいかがでしょう。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

先ほどの医療人材の部分につきましては、文言等を使って表現していない。一つは、今回のコミュニティナース、地域におきましては看護師資格がなくてもコミュニティ能

力、それから一定研修を受けた中で人材活用をしているということもありましたので、特に限定していなかったというふうに捉えておりました。

ただ、実際行う中では、やはり現在の制度では、今お話しいただいた部分では、介護保険が始まることで、高齢者の医療、介護につながる部分については、介護保険、要介護度が出た方についてはケアマネジャーについて、相談も身近な生活に関することも把握して事業につなげるとか、そういったことでは現在はそこからさらに割と元気な方で医療につながりにくい方、外とのつながりが極端に少ない方、そういった方につながる事業であるなというふうに感じているところで、そういった部分が現在行っている中で不足するような場合について運用していきたいという気持ちではあります。

ただ、例えば他地域ではまちづくり協力隊等を運用するということでは一定経費で行えるですか、それから、元の事業を行っていたところの確認を取っていくと、補助金を使いながらですが多額な金額になって、実際導入するには結構な見積りになるということもちょっと調べさせていただいている中で、方法についても今後検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。単に受け扱いだけではなくて、きちんとした検討をしてくれているのだと、するのだということですから、それに期待します。

それで一言申し上げると、非常にコミュニティナースというものの定義は、そういうものがでて間もないですから、人によって違ったりするのです。ただ、実際に動いていて、その効果を上げているところを見ますと結局、今ちょっと答弁の中にも出てきたのだけれども、介護や看護以前の部分で動いているのです。そして、そういう人を場合によっては介護や医療につなげる役目もしている。そして、いわゆる元気なお年寄りが元気な状態で入れるために環境をつくるということに力点が置かれているというふうに見えるわけで、そういう部分が厚岸町は充実していて、何も保管する必要がないのだというならば、これは胸を張ってそう言っていただければいいのだけれども、果たしてそう言い切れるかどうかというところは私自身、いろいろなことをやっているということはもう十分分かっています。だけれども、いまひとつというところもあるのではないかという気がいたしますので、その辺りを含めて、そのようなものは要らないのだという理屈をつける気になつたら幾らでもつきますけれども、そうではなくて実態をよく見て、必要なものであれば、あるいはなお補強できるものであれば、やり過ぎることはないわけで、ぜひお願いしたい。そういうふうに思っていますが、いかがでしょう。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

加えて町で高齢者の実態把握を行って、現在も特に回答のないところについては直接地域包括支援センターが接触して確認を取るというようなことを、現在は3年に1回行うようにしています。その中でも1年、2年たっていく中では想定がつかない分からな

かった方というのが結構やはり実態として出てきている状況も感じ取っております。そういうところに活用できるものという認識もしておりますので、実際に導入といふことも想定すれば、予算、それからその方法等がとても重要な部分になってきますので、その部分を精査しながら検討を進めたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 次に、対障害者マニュアルについてお聞きいたします。

これは前にも一度お聞きしております。この障害のある人への職員対応マニュアルというのは、前回この話を私が議会でしたときも申し上げ、同じことを今言うのですが、非常によくできています。これだけのものを幾つの町が持っているだろうという気がします。非常に厚岸町はこの点で1歩も2歩も先へ進んだなという感じがこのマニュアルを見たときにいたしました。得てしてこういうものは窓口に来た障害者の受け扱いをする技術のマニュアルだというように見えるようなものまであるのですが、これは決してそうではなくて、障害というものが具体的に何なのか、そしてそういう障害、ハンディを持った人がどんなことで苦労しているのか、そしてその苦労に、この場合は職員のためのとなっていますから、職員が向き合ったときにどういうふうにして助力をすれば一番いいのか。そういうことが非常によく書かれているというふうに思いました、私は最初の質問のときにも感激して読んだというふうに申し上げましたが、その気持ちは今も変わりません。

その上でお聞きするのですが、仏作って何とやらという言葉もありますが、こういうものはどれだけ立派にできてもそれをどう活用していくかというところにポイントがあるわけです。前回のときに私は申し上げた。いろいろな職員研修に使いますと。特に新人研修にこれは非常に最適ですので使いますという意識のご答弁がありました。私はそれに付加して、実は一番大事なのは、町長、副町長をはじめ管理職の皆さん、いわゆる三役といわれる人、そういう役場の中心の人たちがこれを研修を受けるなり何なりしてきちんと理解することが大事でないのかということを申し上げたのです。組織の物事はほとんどがそうなのでしょうけれども、末端の人たちがよく知っていて上が知らない意識もないというのではなかなかうまくいかないです。もちろん上だけが知っていて末端が知らないというのでは話になりませんけれども、そういうことを申し上げたら、町長はそれに積極的に応えてくださいました。

それから4年、5年経ちました。今お聞きすると、町長、副町長をちょっとこちらへ置いても、管理職の皆さんのが研修というようなものに使われたことは一度もないようです。あのときと話が違うのではないかと思います。このマニュアルは窓口に来た障害者に受け扱いをするテクニックのマニュアルではないということはよく分かっているのですが、使い方において議会の質問に対しては受け扱いだけで終わったのか、私は疑問に思います。その点、お答えいただきたい。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長）お答えさせていただきます。今お話のあったとおり、マニュアルを作った後、平成30年にマニュアルを作成して全職員対象に一旦研修を行った後、新人研修に対する活用をしていたということは、これまで毎年引き続きずっと行っております。その後、管理職等を含めた他の職位の全職員に対して行う研修には使われていないというのが実態でございます。この部分につきましては改めて実施していない状況という中では今後活用するように徹底して使っていきたいなというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員）2番、室崎議員。

●室崎議員 くどくは言いませんが、せっかくこれだけのものを作ったのですから、十分その実が上がるよう活用していただきたいと切にお願いするところです。

その上で申し上げるのですが、今回もこのマニュアルを読ませていただきながらいろいろと周辺のことについて勉強させてもらいましたが、非常にポイントになるであろうと思われることを一つ思いましたので、一つその確認をいたします。それは障害者差別解消法です。条文そのものはほんの僅かな改正のようですが、内容としては非常に大きなものが入りまして、合理的配慮の提供義務というのが、あらゆる事業者に対しての法的義務になったわけです。営利非営利を問わず、法人個人を問わずというふうになってきています。継続してサービスを提供する意思を持って事業を行っていればこの事業者に入るというわけですから、入らない者はいないです。そうすると、そこでは合理的配慮……それが何かというとまた長くなりますので今は言いませんが、そういうものを提供しなければならないと。すなわちバリアを取り払わなければならぬ義務というものが出てきているのだということをいっています。これはやはり町として、このマニュアルを直接であるかどうかは別にしても、同じことになると思いますけれども、そういうものなのだとということを各事業所にも働きかけていく必要が出てきているのではないかと思います。職員のために作ったマニュアルのこの考え方は全町に及ぼさなければならない義務が行政には出てきたのではないかと、そういう気がするのですが、その点はいかがでしょうか。

●議長（大野議員）保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長）お答えさせていただきます。

昨年の4月から事業者に対しても合理的配慮の提供の義務が課せられ、努力義務から義務になったというところでは、昨年の5月に商工会の総会があったときにこの紹介をさせていただきました。これはその前にもご指摘いただいて、4月から義務化されるということでいけば、その前に事業者においてそのことを知っていた4月から徹底していただくというようなことが本来ではないかというようなこともございましたが、遅れて5月になってから商工会に協力を願いして配慮が義務化されたことについての周知等を行っております。

また、マニュアルを作成した当初、これを事業所版みたいなもので周知していく

だろうか、制度の普及にならないだろうかということをお話ししていると思いますが、これについてもやはりそういった意味でこれをベースにそういったものができれば、そういう方法も使っていきたいなというふうにも考えております。

まず事業者においては、制度的には難しいものの対応としては難しくない部分も多くありますし、難しい部分というのは、実は配慮義務の部分では過大に対応しなければいけないというものはその義務から外される。ただし、通常の手続や対応で行えるものは義務としてやらなければいけない。そういう部分の程度ですとか状況ということを理解しないと、なかなか事業者が対応したということは難しいのかなということもありますので、そういう部分の趣旨についても事業者がしていけるようなことを町として実施していきたいなというふうに考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 人の意識を変えるという作業ですから、非常に難しいところもあると思うのです。今日パンフレット1枚配ったから明日から変わるという問題ではなかなかないです。これはよく分かります。ただ、それにしても周知は甚だ不足しているのではないかという気がいたします。

一例を挙げます。今は盲導犬だけではなく介助犬もいます。私のところでは、それがうちの中に入ってきて結構ですという、このくらいの小さなシールを、これは商工会を通じてだと思いますけれども各事業者に配られました。街の中で見たことがありますか。いろいろな事業者、お店、そういうところの玄関に貼っているのを見たことがないです。私のうちにも来たので私のところはすぐ貼ってあるのですけれども。そういうようなもので、「商工会さん、お願ひしますね」と渡して「はい。配っておきました」というだけでは人の意識は変わらないだろうと思います。そのところをどうするかということをやはりきちんと、特にこの合理的配慮の提供義務というものは法的義務であるということをほとんどの人は知らないと思います。こういうことをきちんとそのポイントをついた説明、PR、そういうことをしていただきたい。いかがでしょう。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりかと思います。資料を配布して、私たちもそういえば商店等でシールを見るということはなかなかないなというふうにも思いました。事業者に対する接触の機会というのがなかなか1軒1軒回るというわけにもいかないので、商工会にお願いして連携をさせてもらいながらというふうに方法論としては考えているところで、ただ、商工会でも集まる機会は特に総会ぐらいしかないというようなところもありました。ただ、今後研修として集まる機会を作っていただくとか、そういうことも重ねながらしていくことも大事かなというふうにも思いましたので、今ご指摘いただいた点に留意しながら進めたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 3番目の香害の問題についてお聞きいたします。

具体的論点に入る前に今の続きみたいな話になるのです。香害の被害者という立場になった人は、障害者差別解消法にいうところの障害者に当たると聞いているのですが、間違いありませんか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

前回、障害に当たるかというご質問を頂きました。繰り返しになりますが、日常生活において恒常に長期にわたり支障が出るという状態をもって障害というふうに考えておりますので、例えばアレルギー反応等で病院通院等にかかる、その結果多少改善されて生活自体に大きな支障がないという場合には障害に当たらないというふうにも考えますし、国としても明らかに障害の枠に項目として入れているという現状ではないので、その状態によって障害ということが当てはまる場合があるというふうな認識を持っておるところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっと具合が悪くなったのだけれどもその後回復して今健康ですという人を香害の被害者とはいいません。今具合が悪くて日常生活に支障があるから、それで香害患者もしくは香害被害者というふうにいっているわけですから、今のお話からいったら当然障害者に当たるということになるのではないですか。

それで、障害者差別解消法は非常にそういう意味で障害者というものを、障害手帳の交付とかそういう問題ではなくて、現在の日常生活に支障のある人を広く含めています。そうすると、香害の被害者というのは障害者差別解消法の対象になっているというふうに考えるべきだと思います。これは大体いろいろな学者や専門家が、今はネットにもいろいろな人がいろいろなことを書いていますけれども、これが当たらないと言っているのを見たことがありますけれども、それはいかがでしょう。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりかと思います。当然生活に支障が出る、例えば仕事に出られない、外に出るのもままならないですとか、日常生活、家庭内においても支障が出る、気分も含めて気力が出てこないですとか、そういった生活上に与える影響を目安として障害というふうな捉え方というふうに考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 そうしますと、香害で要するに具合が悪くなつて生活にもいろいろな支障が出ているような人に対しても、行政はもちろんのこと事業者も合理的配慮提供義務があるといわざるを得ないです。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりかと思います。ただ、合理的配慮の提供につきましては、一つは当事者の障害を持つ方がこういった配慮をお願いしたいというようなやり取りの中で提供できるもの、それから、あらかじめ一定の対応、例えば入り口のスロープですとか、そういう部分を一般的に準備できるものとしてあらかじめ準備できるものがあります。大事なのはやはりこういった影響で支障が出るので配慮をお願いしたいというやり取りの中で配慮義務が生じるというふうに捉えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 非常にいといたくないというふうに聞こえるのだけれども、合理的配慮義務が非常に難しいことをせというときには今のような話は出てくるでしょう。だけれども、私の言っていることは、自分はこれが趣味なのだからといって芳香剤か何かをふんふんさせて、そのことは即誰かを香害被害者にしていくのではないかということがこれだけ分かってきている中で、これは私の趣味ですから勝手ですとはいえない状況が出ているということなのです。それだけのことなのです。つけなければいいのですから簡単なことなのです。それで、私は合理的配慮義務というのが行政や事業者には法律上も義務化されているのだということを前提にして、この香害に関する施策を考えしていくべきだと思うわけです。その点は間違いないですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

私もそういうふうには思います。障害という部分の捉え方という中では配慮すべき対象というふうな捉え方ができるというふうに考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 それではまず教育委員会にお聞きいたしますが、香害という問題を考えていきますと、同じようなものは学校に関してずっとあったわけです。空気環境の問題。そうすると、シックスクールという言葉がありました。一頃非常に問題になりました。道内でも非常に大きな問題を起こした街もありました。シックスクールの対応策については相当精緻なマニュアルも出ているようで、いろいろな都道府県や市町村がネットの上に

載せているというものもあります。

それで、お願ひなのですが、この香害は新しいですからシックススクールのマニュアルに書いていないのです。一部書いているところが既に出ていますけれども。厚岸町も、このシックススクール対策の一環として香害を考えてもらうということも必要なのではないかと思うのです。お願ひしたいのは、学校における管理物質による健康被害と捉えれば、シックススクールの問題も、この香害の問題も同じ枠に入ってくるわけです。ただ物質が違います。それと、シックススクールは測定だとかそういうときには人のいないところで空気環境を測ります。ところが、この香害を人のいないところで測ってもそれはほとんど意味がない。だから、そういう測定方法やいろいろなところで違いはあると思いますけれども、やはりそういう測定や実際の調査、それからそれに対する対応……換気ということが非常に大事になってくるでしょうけれども、そういうものでは非常に同じようなものということもいえるのかなと思います。

どうしても新しいものですから、なかなか知識も意識もない人も結構多いと思うのです。それで、教員、保護者、児童生徒に対して、そういう知識や意識を持ってもらうためにどんなことをやつたらいいのかということは、やはり教育委員会から各学校に対しての指導なり要請なりは強く出していく必要があるのではないかというふうに思います。

もう一つは、学校薬剤師の働きも非常に大きいと思います。学校薬剤師の仕事は学校の環境の調査をして保健計画を立てるということですから、その辺りも学校医や学校薬剤師と連携ではなくて一緒にこの問題を考えていかなければならぬのだと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

まず学校の環境の調査の関係でございますけれども、昨年の6月議会だったでしょうか、議員からもVOC検査の簡易測定もあるということでご提言は頂いておりまして、その際に私から検討するというお話をさせていただきました。ただ、この見積りを取つたら実は相当な額が発生するということでもありましたので、私どもはそしたら何ができるかというものを考えていったのですけれども、これが香害云々に当たるかはあれなのですけれども、まずはTVOC検査の機械の調達というものが実はめどがつきそうだということがありましたので、令和7年度にこれについては実施したいなということでは考えております。

あと、教員、保護者、児童生徒への周知ということでは、教育長の1回目の答弁もありましたとおり、今年改めてまた経過ですとか状況を把握するのにアンケート調査を実施させていただきます。その際に併せてやはりこういうものを周知していかないとなかなか意識づけというものができないかなと思いますので、その辺をやっていきたいなと思います。

あと、学校薬剤師の関わりということで、実は今日ちょうど9時から町内の教頭が集まって会議がありました。それもそうですし、前回の校長会議もそうなのですけれど

も、やはりこの香害の関係、化学物質過敏症も実は取り上げさせていただいております。これから学校保健計画策定ということありますので、これについては学校薬剤師と学校医も深く関与していかなければならないというふうにもなっておりますので、その辺についても学校で今計画立てているところですが、そういったところでも積極的に関与いただきたい作成を進めていただきたいということはお話ししております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくお願ひします。

それからもう一度全町の問題について、やはりまずこの香害の元になる物質とは何なのかと、それがどんな働きをするのかというような最低限の知識をみんなに持つてもらうことは非常に大事だと思うのです。大きく分けて芳香剤やそういうものの毒性に関しては二つあるわけです。

その一つは薬剤そのものの毒性です。これについては環境ホルモン作用があつたり、アレルギー物質であつたり、発がん性があつたりといろいろあります。今それをくどくと言いませんが。EUでは26成分については表示の義務づけということが出てきています。日本では何が入っているか全く企業秘密で出てこないのです。そういう問題がある。

もう一つは、それを非常に特殊な技術なのですけれども小さな丸薬にしていて、プラスチックの玉の中に入れているのです。これは毒ガスの技術です。そういうふうにすると、それぞれの玉の性質で、これはすぐ弾けるもの、これは1週間たって弾けるものというような区別ができますから、長い間芳香が消えないのです。このプラスチックは本当に小さなプラスチックです。10億分の1ミリメートルなんていっていますから。そういうものが空中を飛んで歩いているわけです。あるいは衣服の纖維の中に入っているわけです。それで弾けるわけですから、弾けたプラスチックはなくなっているわけではないですから、そのようなのが空中を飛んで歩いて、呼吸や目や皮膚から人間の体に入ってきて、血中に入って、体中に回るわけです。陸上のものは全て海に行きますから、海で今度はいろいろな海の生物の体の中に入る。マイクロプラスチックとかナノプラスチックとかといわれている問題そのものなのです。

今まさかそのようになるとは思わないで便利だと思って使っていたプラスチックが、そういういわゆるSDGsなんていうようなレベルで考えたときに非常に問題になっている中で、あえてそのようなものをこしらえて空中にばらまく必要はないわけです。というようなこともやはりみんな知らなければならない。何にも知らなければ、何も恐ろしくないです。そういう知識啓発といいますか、そういうこともどんどんやっていただきたい。そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。直接物質であるとか、このものに入っているとかいうような直接的な部分ではなかなか周知する部分については表現

が難しい。理解する方についても、例えば製品の何を確認すればそれが除外できるのか、そういった部分から、どういうことで避けられるのか、どういうものに入っているのか、そういった周知の内容の部分ではかなり難しいのかなというふうには思っています。ただ、基本的にはやはり危害があるものについて、ものの選択をして自分が選ぶということのための知識が必要かなというふうに考えておりますので、そういったものに資するための周知等を行っていきたいと考えております。

ただ、内容については先ほど言わされましたとおり、例えばEUでの26物質で日本については表示義務がないですとか、その制度の部分から入っての周知がすごく難しいなというふうにも考えておりますが、そういった部分もできるだけ周知できれば、また、特に今は関わりを持って直接対応している母子保健事業等では、端的にこういったもので要請がありますというようなやり取りは当然できるのですが、やはりそれも周知の仕方がなかなか難しいのかなと思います。ただ、子供についてはそれを幼いうちからできるだけ触れないようなことで防いでいけるというような単純な方法もありますので、そういったことも活用していきたいなというふうに思っておりますので、周知について留意していきたいというふうに思います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 時間も来ているのでここでやめますけれども、今の答弁の課長は十分理解していておっしゃっていると思うのです。私がそこまで触れないかなと思っていたことに踏み込んでいきましたので申し上げますが、カナダ方式というのがあるのです。それは、この薬品は何社が作って、こういうふうに健康被害が出ていますということを直接行政がいってしまうと、それは証明できているのかという論争に入っていくわけです。そうするとこれはなかなか大変なのです。ただ、疫学的といいますか、現実の事実の中でこれを使ったら具合が悪くなる人が出ているので、私たちはそれを使えませんと。あなたたちも気をつけてくださいというのであれば、因果関係の証明も何も必要ないわけですし、そこの会社のことを悪くいっているというふうにも受け取られないわけです。

そういう形で世の中のほうをどんどん進めていくというやり方をカナダは取って、非常に効果を上げているのです。そこら辺を全部分かってご答弁なさっているのすごいなと思ったのですけれども、そういう一つのモデルになるような方法もありますので、これは福祉課だけではなくて教育委員会の進め方でも参考になるかと思いますので、よろしくお願いしたい。よろしくどうぞ。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

最初の答弁にもありましたとおり今年度7年度の予算では周知とその知識の普及という部分で、改めて有識者による講演などを行ってその機会にしたいなということも考えておりますので、今後も各自ご自身、それから子供のために、選択できるような知識を広めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思

ます。

●室崎議員　はい。結構です。

●議長（大野議員）　以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告がありました5名の一般質問を終わります。

日程第3、議案第29号　監査委員の選任に対する同意を求めるについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（若狭町長）　ただいま上程いただきました議案第29号　監査委員の選任に対する同意を求めるについて、その提案内容をご説明いたします。

厚岸町監査委員であります黒田庄司氏の任期が本年3月31日をもって満了するため、町自治法第196条第1項の規定に基づき、人格が高潔で厚岸町の財務管理、事業の経営管理、その他の行政運営について優れた識見を有する同氏を引き続き選任しようとするものであり、同法同条同項の規定により議会の同意を得たくて提案するものであります。

議案書5ページをご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町湾月2丁目260番地。

氏名、黒田庄司。

生年月日、昭和27年12月10日であります。

また、黒田氏の学歴・職歴等については次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は同法197条の規定により、本年4月1日から令和11年3月31日までの4年間であります。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意くださるようお願ひいたします。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

(なし)

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第4、議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めるごとについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めるごとについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります延原実氏は、平成22年4月1日から5期15年、その任に当たっていただいておりましたが、本年3月31日をもって任期満了となります。

地方税法第423条第3項の規定によりまして、後任の委員に次の方を選任しようとするものであり、議会の同意を求めて提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町住の江3丁目126番地。

氏名、小川洋志。

生年月日、昭和37年3月21日。

次ページには、参考として学歴・職歴を記載しております。

なお、任期は同法第123条第6項の規定により3年間とされ、本年4月1日から令和10年3月31日までであります。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第5、議案第31号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石澤議員は除斥の対象となりますので、退場を求めます。同じく私も除斥の対象となりますので、ここで退場いたします。

ここからの進行を副議長と交代いたします。

竹田副議長、よろしくお願ひいたします。

本会議を休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時05分再開

●副議長（竹田議長） 本会議を再開します。

大野議長が除斥となりましたので、議長に代わり私がここから進行を行います。

それでは、議案第31号 指定管理者の指定について、職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ただいま上程いただきました議案第31号 指定管理者の指定について、その提案理由をご説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月の改正地方自治法により、公の施設管理は直営または指定管理のいずれかを選択し管理運営することとされております。厚岸町太田活性化施設の管理運営につきましては、令和2年3月の厚岸町議会第1回定期会において、5年間の指定議決をへて太田自治会が行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となります。

指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例で原則公募によることと規定されていますが、厚岸町太田活性化施設は、地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進を図り、もって地域の活性化に資することを設置目的としており、地元自治会が利用しやすい施設としてその体制作りを進めてきた経緯から、太田自治会に引き続き指定管理いただくことが最善と考え、同条第5条第1項第6号の本町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体において地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度事業効果が期待できると思慮されるときの規定により、公募によらないで指定管理者の候補者を選定するため、同条第2項の規定により太田自治会に指定管理者指定申請書の提出を求め、令和7年2月7日、厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

1として、公の施設の名称は、厚岸町太田活性化施設です。

2として、指定管理者の名称は、厚岸町太田3の通り29番地3 太田自治会であります。3として、業務の範囲は（1）厚岸町太田活性化施設条例（以下条例という）第3条各号に掲げる事業に関すること、（2）条例第7条の利用の許可に関すること、（3）施設及び設備の維持管理に関すること、（4）その他町長が定める業務です。

4として、指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものであります。

なお、業務の詳細につきましては、本議案の議決後、指定管理者基本協定を締結することとなります。お手元に議案第31号参考資料として基本協定書の案をお配りしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

以上、議案第31号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

●副議長（竹田議長） これより質疑を行います。

（なし）

●副議長（竹田議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●副議長（竹田議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ここで除斥となっておりました大野議長、石澤議員の入場を求めます。

それでは、ここで大野議長と交代のため、本会議を休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第6、議案第32号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第32号 損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書10ページをご覧願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、北海道網走郡大空町東藻琴71番地の2 網走観光交通株式会社であります。

2、事故の概要でありますが、令和6年6月21日午前11時15分頃、釧路町大字昆布森字深山、国道44号17.63キロポスト先の路上において、観光商工課職員が職務上、町有

車両を運転し釧路市での公務に向かう際、運転操作を誤り、当該町有車両が対向車線にはみ出し相手方車両と接触し、相手方車両の右側横と町有車両の右側横を損傷した事故であります。なお、過失割合は町が100%であります。

3、損害賠償額でありますと、80万1,075円であります。

車両の操作に当たりましては細心の注意を払っておりましたが、不注意が原因で事故を起こしてしまいましたことを大変申し訳なく反省しているところであります。幸いにして大きな事故には至りませんでしたが、今後につきましては再発防止に向け徹底した指導を行っていきたいと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 何点かお尋ねさせていただきます。

まず事故の概要でございます。対向車線にはみ出してしまい接触事故が発生。過失割合が100、0で全面的な過失となっております。対向車線のほうにはみ出し、バスに向かっていってしまった。この理由、不注意だったというのですけれども、あまり考えにくいのです。理由について、不注意だったというよりは、分からぬのかもしれないけれども体調がどうだったのか、この辺について分かる範囲で説明していただきたい。

それから、過失割合が100、0に至っております。普通であれば8、2とかそういう割合なのですけれども、何で100、0なのか、これも説明していただきたい。

それから、相手方の本人にも大きなかけががなかったのかどうか、この辺についてもお願いします。

さらには、事故の発生日が昨年の6月21日なのですが、もう1年近くになります。何でこのように報告が遅れたのか、この辺についても説明してください。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、本人の体調はそのときは健康状態でありましたということでございます。ただ、先ほど答弁したとおり不注意でセンターラインをオーバーしてしまったということでございます。

次に、二つ目の100%ということでございますが、これは過失相殺率の認定基準というのがございまして、その中では、センターラインをオーバーしてぶつかった場合につきましては過失割合がオーバーした車両が100%ということになってございますので、保険のほうの判断で100%ということになってございます。

それから3番目に相手方とこちらのほうのがということでございますが、両方ともけがはなかったということでございます。

それから四つ目に、6月21日に事故を起こしてといふことで、遅くなった理由と

しましては、相手方の車両がバスということでございましたので、時期的に稼働中だったということでございましたので、その車両の修繕で遅れてしまったということで、最終的に示談があって保険会社から通知が来たのが12月2日ということでございますので、今回の条例の提案ということになってございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、遅れたのは相手側の修繕の関係で、示談が成立しないと確定しないわけですから。分かりました。

その上でお聞きいたします。起きたことは私は仕方ないと思います。これ以上はこのことについて触れませんけれども、相手方にけが人が出なかつたことは不幸中の幸いでございます。

ただ1点、体調もあれだったのですけれども、過労な勤務とかそういうことがなかつたのかどうか。前日の仕事とか、このときの状況というものをもう少し詳しく説明していただきたいなと思いました。

それから、幸いにしてけが人とかは出なかつたのですけれども、本人も無事だったのでよかったですなと思うのですけれども、指導をされたと思うのですが、どんな指導をされたのでしょうか。

●議長（大野議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 当課の職員ということで、この職員の事故前の勤務状況につきましては、通常どおりの勤務を行っており、例えば疲れているだとかそういうような状況は何ら特に見られておりませんでしたので、当日釧路に会議で向かうのもそのまま業務命令として行かせたというような状況です。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 職員の関係なので私からお答えさせていただきます。

私も職員の事故ですので報告は頂いて、その際に聞き取りをしながら、気をつけなければいけないということをお伝えしました。

それと、以前のこういう報告をした際に、町長からも職員の研修を今後行うということでお答えさせていただいたと思うのですが。このたび2月の末に警察の交通課長にお願いしまして講師になっていただきまして、職員全体に向けて安全運転講習会を行いました。その際はこういった報告をしていることもありますけれども、こういう事故を起こした職員にはこの研修に出るように個別に伝えて、業務に支障のなかつたところで出てもらいまして、そのほかにも出席していただいて、33名ほどで講習を行っております。

●南谷議員 いいです。

●議長（大野議員）ほかにございませんか。

10番、堀議員。

●堀議員 損害賠償額80万1,075円。相手方が営業車であるので、この場合は車両の損害だけでこの80万1,075円なのか、それとも営業損失というものも含まれているのか教えてください。もしあればその営業損失が幾らなのかも分かれば教えてください。

あと、不可抗力ではなく不注意により事故を起こした場合で損害も発生した場合、訓・戒告等の処分等はどのような状況になっているのかも教えてください。

●議長（大野議員）建設課長。

●建設課長（堀部課長）お答えさせていただきます。

まず1点目の損害額80万1,075円ということでございますが、車両修繕のみの額となってございます。

●議長（大野議員）総務課長。

●総務課長（布施課長）運転していた職員への処分の関係ですが、処分する際には公務であるだとか私用であるだとか、そういう区分があるのですけれども、このたびの事故におきましては公務ですので、あとは事故の物損事故の修理代で区分があり、50万以上の場合というところがありまして、処分としても厳重注意というようなところになっております。

●堀議員 よろしいです。

●議長（大野議員）他にございませんか。

(なし)

●議長（大野議員）なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第7、議案第33号 工事請負契約の変更について、議案第34号 工事請負契約の変更について、議案第35号 工事請負契約の変更について、議案第36号 工事請負契約

の変更について、議案第37号 工事請負契約の変更について、議案第38号 工事請負契約の変更について、以上6件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ただいま上程いただきました議案第33号から議案第38号 工事請負契約の変更について6件の提案内容をご説明申し上げます。

本6件の議案は、工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案書11ページをご覧願います。

議案第33号 工事請負契約の変更についてでございます。

令和6年4月26日、議案第38号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更するもので、変更の内容は下記のとおりとなります。

1、工事名は（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（建築主体その1）であり、変更はありません。

2、工事場所、3、契約の方法に変更はありません。

4、請負金額、12億670万円から1,350万円増額となる12億2,020万円へ変更するものであります。

5、請負契約者に変更はありません。

次ページをご覧願います。

参考といたしまして工事概要を示しており、構成は契約締結の際に説明させていただいた内容で、1、工事概要に変更はありません。

2、工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成は令和7年6月30日から4か月間延長し、令和7年10月31日とするものであります。この工期の延長につきましては、杭工事について建築主体その1工事とその2工事をおのの同時に施工開始する計画でしたが、予測できなかった道内外の大型工事の遅延により、杭打機の搬入時期が遅れたことで30日、さらに土工事において自立式山留工法を計画していましたが、地下水位が想定より高く、鋼矢板が自立しない可能性があるため、安全性を考慮した工法に変更したことにより15日の遅れが生じ、また、杭工事及び山留工事の遅延により、躯体工事が厳冬期になったことで、コンクリート打設時の養生を行うためのサイクルが多くなったことにより30日の遅れが生じたほか、これらの遅れに伴い仕上げ工などでも遅れる見込みとなり、令和7年6月30日までの完成が難しいことから、4か月の工期延長を必要とするものであります。また、この工期の延長に伴い、現場管理費等の共通費が増額となることから、請負金額を変更するものであります。

なお、これらは建設工事請負契約書第21条に規定する受注者の請求による工期の延長であり、受注者の責めに帰すことができない理由として認められることから、同契約書第24条に規定する工期の変更方法及び第25条に規定する請負代金額の変更方法等の規定に基づき、発注者と受注者が協議の上、工期の延長及び必要な費用の負担を行うものであります。

続きまして、議案書13ページをご覧願います。

議案第34号 工事請負契約の変更についてでございます。

令和6年4月26日、議案第39号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更するもので、変更内容は下記のとおりとなります。

1、工事名は（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（建築主体その2）であり、変更はございません。

2、工事場所、3、契約の方法に変更はありません。

4、請負金額、10億7,580万円から1,173万7,000円増額となる10億8,753万7,000円へ変更するものであります。

5、請負契約者に変更はありません。

次ページをご覧願います。

参考といたしまして工事概要を示しており、構成は契約締結の際に説明させていただいた内容で、1、工事概要に変更はありません。

2の工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成は令和7年11月28日から4か月間延長し令和8年3月31日とするものであります。この工期の延長につきましては、議案第33号同様に、杭工事、山留工事、躯体工事に遅れが生じたほか、これらの遅れに伴い仕上げ工などでも遅れる見込みとなり、建物完成が4か月遅れることとなったものであります。

建築主体その2工事においては、建物完成後に行う生活改善センター解体も工事内に含んでおりますが、建物完成を令和7年10月31日まで4か月延長するため、令和7年11月28日までに解体工事を完了させることができることから、4か月の工期延長が必要とするものであります。また、この工期の延長に伴い、現場管理費等の共通費が増額となることから、請負金額を変更するものであります。

続きまして、議案書15ページをご覧願います。

議案第35号 工事請負契約の変更についてでございます。

令和6年4月26日、議案第40号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更するもので、変更の内容は下記のとおりとなります。

1、工事名は（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（電気設備その1）であり、変更はありません。

2、工事場所、3、契約の方法に変更はありません。

4、請負金額、1億5,895万円から246万2,000円増額となる1億6,141万2,000円へ変更するものであります。

請負契約者に変更はありません。

次ページをご覧願います。

参考といたしまして工事概要を示しており、構成は契約締結の際に説明させていただいた内容で、1、工事概要に変更はありません。

2の工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成は令和7年6月30日から4か月延長し令和7年10月31日とするものであります。この工期の延長につきましては、議案第33号及び議案第34号でご説明いたしました（仮称）厚岸町防災交流センター建設の建築主体工事の工期延長に伴い電気設備工事につきましても遅れが生じるため、建築主体工事に合わせて工期を4か月延長するものであります。また、この工期の延長に伴い、現場

管理費等の共通費が増額となることから、請負金額を変更するものであります。

続きまして、議案書17ページをご覧願います。

議案第36号 工事請負契約の変更についてでございます。

令和6年4月26日、議案第41号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更するもので、変更の内容は下記のとおりとなります。

1、工事名は（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（電気設備その2）であり、変更はありません。

2、工事場所、3、契約の方法に変更はありません。

4、請負金額、1億5,048万円から218万6,000円増額となる1億5,266万6,000円へ変更するものであります。

5、請負契約者に変更はありません。

次ページをご覧願います。

参考といたしまして工事概要を示しており、構成は契約締結の際にご説明させていただいた内容で、1、工事概要に変更はありません。

2の工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成は令和7年6月30日から4か月延長し令和7年10月31日とするものであります。この工期の延長についてですが、議案第35号と同様に、場所を厚岸町防災交流センター建設の建築主体工事の工期延長に伴い、電気設備工事につきましても遅れが生じるため、建築主体工事に合わせて工期を4か月延長するものであります。また、工期の延長に伴い、現場管理費等の共通費が増額となることから、請負金額を変更するものであります。

続きまして、議案書19ページをご覧願います。

議案第37号 工事請負契約の変更についてでございます。

令和6年4月26日、議案第42号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更するもので、変更の内容は下記のとおりとなります。

1、工事名は（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（機械設備その1）であり、変更はありません。

2、工事場所、3、契約の方法に変更はありません。

4、請負金額、2億680万円から279万9,000円増額となる2億959万9,000円へ変更するものであります。

5、請負契約者に変更はありません。

次ページをご覧願います。

参考といたしまして工事概要を示しており、構成は契約締結の際に説明させていただいた内容で、1、工事概要に変更はありません。

2、工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成は令和7年6月30日から4か月延長し令和7年10月31日とするものであります。この工期の延長についてですが、議案第33号及び議案第34号でご説明いたしました（仮称）厚岸町防災交流センター建設の建築主体工事の工期延長に伴い、機械設備工事につきましても遅れが生じるため、建築主体工事に合わせて工期を4か月延長するものであります。また、この工期の延長に伴い、現場管理費等の共通費が増額となることから、請負金額を変更するものであります。

続きまして、議案書21ページをご覧願います。

議案第38号 工事請負契約の変更についてでございます。

令和6年4月26日、議案第43号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更するもので、変更の内容は下記のとおりとなります。

1、工事名は（仮称）厚岸町防災交流センター建設工事（機械設備その2）であり、変更はありません。

2、工事場所、3、契約の方法に変更はありません。

4、請負金額、1億978万円から189万4,000円増額となる1億1,167万4,000円へ変更するものであります。

5、請負契約者に変更はありません。

次ページをご覧願います。

参考といたしまして工事概要を示しており、構成は契約締結の際にご説明させていただいた内容で、1、工事概要に変更はありません。

2の工期ですが、着手は令和6年5月1日、完成は令和7年6月30日から4か月延長し令和7年10月31日とするものであります。この延長についてですが、議案第37号と同様に（仮称）厚岸町防災交流センター建設の建築主体工事の工期延長に伴い、機械設備工事につきましても遅れが生じるため、建築主体工事に合わせて工期を4か月延長するものであります。また、この工期の延長に伴い、現場管理費等の共通費が増額となることから、請負金額を変更するものであります。

なお、別途お手元に議案第33号から第38号の参考資料をお配りしております。

1ページは、当初と変更後を比較できる工程表で、各工種別の黒線が当初の工程、赤線が変更後の工事期間を示しております。

2ページから3ページは、ボーリング調査4か所の柱状図となっており、それぞれ調査時の水位と施工時の水位を示した資料となります。

4ページは、増額前の建設にかかる事業費、このたびの工期延長に伴う増加額と事業費の計のほか、令和6年度から令和8年度の各年度別の予算額と国の交付金や地方債などの財源内訳を示した表となります。

なお、このたびの増額分につきましては、当初契約部分と同様の割合で国の交付金の対象となることを確認済みであります。

以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） 本6件の審査方法についてお諮りいたします。

本6件の審査については、議長を除く11人の委員をもって構成する議案審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本6件の審議につきましては、議長を除く11人の委員をもって構成する議案

審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。
議案審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時42分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

日程第8、議案第48号 厚岸町新規就農者誘致条例及び厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 厚岸町犯罪被害者等支援条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第48号の提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第48号 厚岸町新規就農者誘致条例及び厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

町では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の地方公共団体の責務に基づき、性別や年齢、障害の有無、国籍、信条、社会的身分などによる差別のない、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合う明るい社会を実現することを目的として、人権教室や人権啓発などの各種人権施策を講じています。

一方、全ての国民が恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向いわゆる性的指向や、出生時に届けられた性別が自己の属する性別についての認識に関する同一性の有無または程度に係る意識、いわゆるジェンダー・アイデンティティに関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づき、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、同法第5条に地方公共団体の努力義務として、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施について規定されております。

これらの状況を踏まえ、当町では、性的指向が異性のみではない方や、出生時に届けられた性別が自己の属する性別についての認識と異なる方、いわゆる性的マイノリティの方が互いに人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係にあることを町長に宣誓し、町は、この意思を尊重し、法的拘束力はないものの婚姻相当の関係にあることを認め、両者に対してパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する、いわゆるパートナーシップ宣誓制度を本年4月1日から導入することで、多様な性に対する町民の理解を促進し、社会的な偏見や差別を解消し、性的マイノリティの方を含めた誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指していきたいとの考

えであります。

今般、この制度を導入するに当たり、本町でパートナーシップ宣誓制度を利用する方が受けることができる行政サービスの拡充を図ることを目的として、配偶者夫婦その他これらに類する要件を定める町の各種例規について、各課等が所管する事務事業に関する行政サービスの対象にパートナーシップの宣誓をしたものと加えるため、上位法で規制がされていない町独自の行政サービスのうち、令和7年度から実施可能な二つのサービスに係る条例の規定について改正するものと、字句の整備を行うため、本条例を制定するものであります。

条例の改正手法については、改正しようとする条例が二つの条例に及ぶことと、いずれもパートナーシップ宣誓制度の導入に伴うものであることから、条例の題名を「厚岸町新規就農者誘致条例及び厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例」とし、本則を2条建てとし、第1条で厚岸町新規就農者誘致条例の一部改正、第2条で厚岸町営住宅管理条例の一部改正について、それぞれ規定していることをあらかじめご了知いただきたいと存じます。

改正する条例の説明については議案書により行わせていただきますが、別にお配りしております議案第48号説明資料の新旧対照表及び議案第48号参考資料の厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）について併せてご参照願います。

議案書39ページをご覧願います。

第1条は、厚岸町新規就農者誘致条例の一部改正であります。

新規就農者の定義について規定する第2条の改正は、配偶者の定義に事実上婚姻関係と同様の事情にある者と、町長が別に定めるところによりパートナーシップの宣誓をしている者のほか、他の地方公共団体において当該宣誓と同様の手続を行っていると町長が認めた者を加えるものであります。

奨励金等の交付について規定する第6条の改正は、第2条で奨励金及び利子補給金の略称を奨励金等と規定したことに伴い、字句を整理するものであります。

議案書39ページ下段から40ページにかけてご覧願います。

第2条は、厚岸町営住宅管理条例の一部改正であります。

入居者の資格について規定する第6条第2号の改正は、親族の定義に町長が別に定めるところによりパートナーシップの宣誓をしている者のほか、他の地方公共団体において当該宣誓と同様の手続を行っていると町長が認めた者を含む規定を加えるものと、定義規定の及ぶ範囲を特定の条に限定しないことと、現行の引用条番号の誤りを正すため、字句を整理するものであります。

町営住宅の入居者が死亡し、または退去した場合において、その死亡時または退去時に当該入居者と同居していた者の入居承継について規定する第14条第1項の改正は、規定中引用している公営住宅法施行規則第12条に入居承継の承認を認めない要件が規定されていますが、同条の親族の定義にパートナーシップの宣誓をした者が含まれていないことから、全部改正する第2項で規定を整備するため、法施行規則の引用条番号と字句を削るものであります。

次に、当該入居者が暴力団員である際の入居承継を認めないことについて規定する第2項の改正は、第1項で規定している法施行規則の引用条番号と字句を削ることに伴

い、本文で、入居承継の承認を認めないことを、各号でその要件を規定し、これら各号のいずれかに該当するときは、ただし書で規定する当該承認を受けようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承認を受ける者が引き続き当該町営住宅に居住することが必要であると町長が認めるときを除き、入居承継の承認をしてはならないことを規定するものであります。

次に、特定優良賃貸住宅法による入居者資格について規定する第53条第1項の改正は、法施行規則の名称を整理するほか、公布年月日、制定番号及び同規則の略称規定の追加並びに字句を整理するものと、第6条第2号で定義規定の及ぶ範囲の字句を整理したことにより、括弧書きの定義規定を削るものであります。

次に、附則であります。

この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中厚岸町営住宅管理条例第6条第2号中「第12条において」を削る部分の改正規定は、公布の日から施行するとしてあります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） 昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

次に、議案第53号の提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第53号 厚岸町犯罪被害者等支援条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきます。

犯罪等により被害を受けた方及びその家族または遺族は、犯罪等による直接の被害だけではなく、それに伴って生じる心身の不調や経済的な負担、さらには周囲の理解不足等による心ない言動等の二次被害など、様々な課題を抱えることになります。

このような犯罪被害者等が一日も早く平穏な生活を取り戻すために、国は平成16年12月に犯罪被害者等基本法を制定しました。同法では、地方自治体の責務として、地方自治体は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると規定しております。

当町では、犯罪被害者等の支援活動の推進に努めるための決意を位置づけるため、平成21年に厚岸町生活安全条例の一部改正を行い、犯罪被害者等への支援について推進を図ってきましたが、このたび、犯罪被害者等の支援に関する町の責務、町民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項

を定め、その施策を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復または軽減を図り、もって町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とした施策を講ずるため、新たに本条例を制定しようとするものであります。

条例案の説明については議案書により行わせていただきますが、犯罪被害者等支援の推進について具体的な推進施策をまとめた議案第53号参考資料①厚岸町犯罪被害者等支援推進計画（案）、議案第53号参考資料③関係法令の抜粋を別に配付しておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

それでは、議案書59ページをご覧ください。厚岸町犯罪被害者等支援条例でございます。

第1条は、目的に関する規定で、冒頭に申し上げました内容となっております。

第2条は、次ページにわたり、定義に関する規定で、この条例における用語の定義を規定したもので、第1号は犯罪等、第2号は犯罪行為、第3号は重症病、第4号は犯罪被害、第5号は犯罪被害者等、第6号は二次被害、第7号は関係機関等、第8号は町民等、第9号は事業者、第10号は学校等について定めているものであります。

議案書60ページ、第3条は、基本理念に関する規定で、第1項は犯罪被害者等の個人としての尊厳について配慮すること、第2項は犯罪被害者等の支援は状況等に応じて行うこと、第3項は犯罪被害者等が被害を受けたときから平穏な生活ができるまで支援を継続すること、第4項は支援は再被害、二次被害の防止と個人情報の取扱いに配慮し、関係機関との連携及び協力の下で行うこと、についての基本理念を規定したものであります。

第4条は、次ページにわたり、町の責務に関する規定で、基本理念にのっとり犯罪被害者等の支援を実施するため町が果たすべき責務を規定したもので、第2項は、町が行う施策の実施に当たっては関係機関等と連携を図るとする規定であります。

議案書61ページ、第5条は、町民等の責務に関する規定で、基本理念にのっとり犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、再被害、二次被害を生じさせないよう十分配慮すること、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする規定であります。

第6条は、事業者の責務に関する規定で、第1項は、基本理念にのっとり犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援についての必要性の理解を深め、再被害、二次被害を生じさせないよう十分配慮すること、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるとする規定で、第2項は、事業者は就労及び勤務条件等必要な各種手続について十分に配慮するよう努めるとする規定であります。

第7条は、犯罪被害者等支援に関する計画に関する規定で、町は犯罪被害者等支援の施策を推進するための基本的な計画を定めることを規定したものであります。

第8条は、相談及び情報の提供等に関する規定で、第1項は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言と関係機関等との連絡調整を行うとする規定で、第2項は、町は支援を総合的に行うための窓口を置くことを規定したものであります。

第9条は、見舞金の支給に関する規定で、犯罪行為により死亡した方の遺族または重

傷病を受けた方に対して見舞金を支給することを規定したもので、支給に関して必要な事項は条例施行規則により定めることとしております。

なお、条例施行規則については、議案第53号参考資料②厚岸町犯罪被害者等支援条例施行規則（案）を別に配付しておりますので、参考に供していただきたく存じます。

議案書62ページ、第10条は、日常生活の支援に関する規定で、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずることを規定したものであります。

第11条は、安全の確保に関する規定で、犯罪被害者等がさらなる犯罪等や再被害、二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため必要な施策を講ずることを規定したものであります。

第12条は、居住の安定に関する規定で、従前の住居に居住することが困難な犯罪被害者等の居住の安定について必要な施策を講ずることを規定したものであります。

第13条は、雇用の安定に関する規定で、関係機関等と連携して犯罪被害者等が置かれている状況について、事業主の理解を深めるための施策を講ずることを規定したものであります。

第14条は、学校等における支援の実施等に関する規定で、犯罪被害者等が児童生徒等であるときは、学校や保育所等と連携し必要な支援を行うことができるよう施策を講ずることを規定したものであります。

第15条は、町民等及び事業者の理解の増進に関する規定で、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができ、再被害及び二次被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動、その他の必要な施策を講ずることを規定したものであります。

第16条は、人材の育成に関する規定で、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずることを規定したものであります。

第17条は、意見等の反映に関する規定で、町は犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めることを規定したものであります。

第18条は、次ページにわたり、個人情報の適切な管理に関する規定で、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等とその関係者の個人情報を適切に管理することを規定したものであります。

議案書63ページ、第19条は、支援の制限に関する規定で、支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができるることを規定したものであります。

第20条は、委任に関する規定で、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると規定したものでございます。

附則でございます。

第1項は施行期日です。この条例は令和7年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は適用区分で、第9条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯

罪等による死亡または重傷病について適用するとするものであります。

第3項は、厚岸町生活安全条例の一部改正であります。生活安全条例については、犯罪や事故のない安全で安心して生活できる地域社会づくりや犯罪被害者等への支援のために、基本理念を定めるとともに、町、町民及び事業者等がそれぞれの役割の下に協力することにより、町民が安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的として制定されておりますが、ただいま厚岸町犯罪被害者等支援条例本則で説明を行ったとおり、犯罪被害者等の支援については、町の責務、町民及び事業者等の役割の明確化、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項等を規定した厚岸町犯罪被害者等支援条例において犯罪被害者等の支援を推進していくこととしますので、厚岸町生活安全条例から犯罪被害者等の支援に関する規定を除くため、厚岸町生活安全条例の一部を改正する条例を制定するものです。

改正内容の説明は、別に配付しております議案第53号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表をご覧願います。

第1条は、目的の規定中、犯罪被害者等への支援を削除する改正であります。

第2条は、定義規定中、犯罪被害者等の規定を削除する改正であります。

第3条は、基本理念の規定中、犯罪被害者等への支援を削除する改正であります。

以上、大変簡単な説明ではありますが、提案理由の内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） 本2件の審議方法についてお諮りいたします。

本2件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本2件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

条例審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後1時15分休憩

午後1時19分再開

●議長（大野議員）

本会議を再開いたします。

日程第9、議案第39号 厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長）　ただいま上程いただきました議案第39号　厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、国によるデータベースの整備やマイナンバーカードの利便性の向上に関する必要な改正などを行う、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和6年6月7日に公布されました。

このうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる番号利用法において、マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な措置を規定する改正が、令和7年4月1日から施行されることとなります。

この改正に伴い、番号利用法で使用される定義について規定する第2条中第8項に、カード代替電磁的記録の定義が新設されたことにより項ずれが生じたため、当町が定めている条例のうち四つの条例に規定する引用項番号を変更する必要が生じたものと、字句の整理を行うため、本条例を制定するものであります。なお、この改正により各条例の規定内容に変更が生じるものではありません。

条例の改正方法については、改正しようとする条例が四つの条例に及ぶことから、条例の題名を厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例とし、本則を4条立てとし、第1条は厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正、第2条は厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正、第3条は町税条例の一部改正、第4条は厚岸町都市計画税条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了知いただきたいと存じます。

改正内容の説明については、別に配付している議案第39号説明資料厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第39号参考資料行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律抜粋を配布しておりますので参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧願います。

第1条は、厚岸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正であります。特定個人情報の定義について規定する第2条第10項と、保有個人情報の利用及び制限について規定する第12条のうち、保有特定個人情報の適用に係る読み替規定について規定する同条第5項の表の改正は、それぞれ引用項番号を変更するものであります。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

第2条は、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正であります。特定個人情報の定義について規定する第2条第2号、個人番号利用事務実施者の定義について規定する同条第3号及び情報提供ネットワークシステムの定義について規定する同条第4号の改正は、それぞれ引用項番号を変更するものであります。

新旧対照表の2ページから3ページをご覧願います。

第3条は、町税条例の一部改正であります。町民税の申告について規定する第29条の3のうち、町民税の賦課徴収に関し町長が必要と認める場合において新たに町民税の納税義務者等に該当することとなった者に係る申告について規定する第9項の改正は、字句の整理と引用項番号を変更するものであります。

施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出について規定する第47条の2第1項のうち、町長に当該申出書を提出する際に代表者の住所、氏名または名称及び個人番号または法人番号を記載要件とする第1号と、種別割の減免について規定する第76条第2項のうち、町長に当該減免申請書を提出する際に軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称及び個人番号または法人番号を記載要件とする第2号並びに特別土地保有税の減免について規定する第131条の3第2項のうち、町長に当該減免申請書を提出する際に納税義務者の住所、氏名または名称及び法人番号を記載要件とする第1号の改正は、それぞれ引用項番号を変更するものであります。

第4条は、厚岸町都市計画税条例の一部改正であります。改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する附則第2項のうち、町長に当該申告書を提出する際に納税義務者の住所、氏名または名称及び個人番号または法人番号を記載要件とする第1号の改正は、引用項番号を変更するものであります。

議案書24ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例は、令和7年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第10、議案第40号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第40号 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女とも仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、子供の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡大や、次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知強化等を行うための「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が令和6年5月31日に公布、このうち、子の年齢に応じた柔軟な働き方、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を目的とした「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が令和7年4月1日から施行されること、また、同年8月8日の人事院の公務員人事管理に関する報告を受け、国家公務員の介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を目的とした人事院規則が令和7年4月1日から施行されることに伴い、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、時間外勤務の免除の対象となる子を養育する職員の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供、介護と仕事の両立支援制度等に関する研修の実施などの職場環境の整備に関する規定を整備する必要が生じたことと、字句の整理等を行うため、本条例を制定するものであります。

これらの改正の内容を具体的に申し上げますと、一つ目は、時間外勤務の免除の対象となる子を養育する職員の範囲の拡大で、職員が子を養育するために請求した場合に、任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するものであります。

二つ目は、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認で、職員が配偶者等の介護に直面した旨を申し出た場合に、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知及び意向確認の実施を任命権者に義務付けるものであります。

三つ目は、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供で、40歳に達した職員に対して仕事と介護の両立支援制度等を周知するよう任命権者に義務付けるものであります。

四つ目は、介護と仕事の両立支援制度等に関する研修の実施などの職場環境の整備で、介護と支援の両立支援制度等に関わる研修の実施、介護と仕事の両立支援制度等に関する相談体制の整備、その他介護と仕事の両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置の実施を任命権者に義務付けるものであります。

続いて、改正条文の説明をいたします。

改正条文の説明は、別に配付しております議案第40号説明資料新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表の1ページから2ページにかけてご覧ください。

育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を定める第9条の2の改正は、第2項は、任命権者が時間外勤務させてはならない、子を養育する時間外勤務手当の免除を請求できる職員の範囲を、3歳に満たない子の職員から、小学就学の始期に達するまでの子の職員へ改める改正です。

第4項は、読替規定の対象となる字句が、第2項の改正により第2項及び第3項中の読替えの対象となる字句が同一となつたため、字句を整理する改正であります。

職員が配偶者等の要介護者の介護をするために認められる介護休暇の回数と期間を定める16条第1項の改正は、新たに18条の2を新設することに伴い、略称規定と字句の整理をするものと、勤務しないことを相当であると認める者を任命権者に改めるものであります。

新たに加える18条の2は、第1項は、職員が配偶者等が介護を必要とする状況に至った旨を申し出た場合に、介護両立支援制度等の周知とその申告、請求等に関わる意向調査をするための面談等の措置を講じることを、第2項は、職員が40歳に達する年度中に仕事と介護の両立支援制度等を周知するよう、それぞれ任命権者に義務付ける規定を整備するものであります。

新旧対照表の2ページから3ページにかけてをご覧願います。

新たに加える第18条の3は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう、任命権者が講じなければならない措置の規定を整備するもので、講じなければならない措置を、介護と仕事の両立支援制度等に関する研修の実施、介護と仕事の両立支援制度等に関する相談体制の整備、その他介護と仕事の両立支援制度等に関わる勤務環境の整備に関する措置としております。

議案書の26ページをご覧願います。

この条例の附則であります。

附則第1項は施行期日で、令和7年4月1日から施行するものとし、ただし書で、第16条第1項の改正規定のうち、町長を任命権者に改める改正規定及び附則第2項の規定は公布の日から施行するものとします。

附則第2項は、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする、改正後の第9条の2第2項の規定による3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行う請求を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより当該請求を行うことができるとする経過措置であります。

なお、この改正については、令和7年2月12日付文書により自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年2月20日付文書により合意する旨の回答を得ているところであります。

以上簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願い申しあげます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限というところで、

3歳に満たない子というのが小学校就学の始期に至るまでの子ということで範囲が拡大したというのは、それはそれでいいのですけれども、ただ、この中には著しく困難である場合を除きということが規定されているのです。ということは、人員が充足している職場であればいいのでしょうかけれども、人員が不足しているところであれば、どうやっても申請できない、全部著しく困難な状況というように読めてしまって、全然この申請というものが通らない話になってしまふのではないのかなというふうに心配するのです。であったときに町としては何かしらその小学校までの子がいる場合の子供たちの保育や何かを別のところでもやるとか、そういうような手配というのが逆に必要になるのではないかかなというふうに考えるのですけれども、その点はどうなのでしょうか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

おっしゃったように手配するまでは今のところ考えてはおりませんでしたけれども、そのときの周りの環境、係は一人というところはなく最低でも二人おりますので、その中で協力しながら取っていくというようなことで対応する。その保育というところまでは今は考えておりませんでした。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうであったときには著しく困難である場合というのをごくごく限定するようにしていかなければ、この制度自体が成り立たないのではないかというふうに心配するのです。やはりこれは本当に厳しく狭い条件で、著しく困難だというのを本当に限定した中で運用してもらいたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） そういう申出がある場合には、取りやすい環境を周りで協力しながら取っていけるような進め方をしていきたいと思います。

●堀議員 分かりました。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第11、議案第41号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第41号 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては、さきの議案第40号で説明いたしました令和6年5月31日に公布の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」において、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、このうち、介護のための所定労働時間短縮措置に関する規定が、新設された同法第61条の2に移行されることに伴い、厚岸町職員の育児休業等に関する条例の規定中引用している条項番号を変更するものと、引用法番号、略称規定及び字句を整理するほか、このたびの改正に伴い規定の確認をしたところ過去の改正誤りがあったことから、これを改めるため本条例を制定するものであります。

続きまして、改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は、2条立ての構成としており、各条とも「厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正」で、第1条が、引用法番号、略称規定及び字句を改める改正をするほか、過去の引用誤りを改める改正で、公布日施行分となります。

第2条が、法改正による引用条項番号の改正で、令和7年4月1日施行分としておりますので、あらかじめご了知いただきたいと存じます。

条例の改正内容については、別に配布しております議案第41号説明資料の新旧対照表により説明いたしますが、議案参考資料といたしまして「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の抜粋を配布しておりますので、併せて参考としていただきたいと思います。

新旧対照表1ページから2ページにかけてご覧願います。

初めに、第1条は、厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の公布日施行分であります。部分休業の承認を定める第18条のうち、育児時間または介護時間の承認を受けている非常勤職員以外の職員への部分休業の承認について定めている第2項の改正は、引用法番号を削るものと略称規定の追加及び非常勤職員を適用除外とする改正で、非常勤職員への部分休業の承認について定める第3項の改正は、会計年度任用職員に適用される介護のための所定労働時間短縮措置として、勤務時間条例で規定する介護時間を引用しているものを、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護

をするための時間とする過去の改正誤りを改めるものと、字句の整理をするものであります。なおこの引用誤りについては、これまで非常勤職員で部分休業を請求した職員はおらず、影響を受けた職員はありませんが、今後このようなことがないよう日頃から例規の点検を徹底するよう努めてまいります。

次に第2条は、厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部の令和7年4月1日施行分であります。非常勤職員に対する部分休業の承認について定める第18条第3項の改正は、さきに説明した法改正に伴う引用法律の条項番号を改めるものであります。

議案書28ページにお戻り願います。

この条例の附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものとし、ただし書で第2条の規定は令和7年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第12、議案第42号 厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第42号 厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

議案書29ページをご覧願います。

当町で任用している語学指導等を行う外国青年である外国語指導助手の報酬等については、地方自治体が総務省、外務省及び文部科学省の協力の下、語学指導等を行う外国青年招致事業を活用して招致・任用しているため、3省連名による通知を基に、厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第30条に報酬月額の上限を定め、厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則第7条にて勤務経験年数に応じた月額を定めて

おります。

このたびの条例改正は、令和7年1月6日付で総務省、外務省及び文部科学省の3省連名で、令和7年度以降の外国語指導助手の報酬額を、昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等も踏まえ見直す旨の通知があったことによるもので、見直される報酬額については、月額で任用1年目は28万円を33万5,000円に、2年目が30万円を34万5,000円に、3年目は32万5,000円を35万5,000円に、任用4年目以上は33万円を36万円にそれぞれ引き上げる内容で、当町としては、今後も語学指導等を行う外国青年招致事業を活用し外国語指導助手を招致していく予定でありますので、この内容に沿った報酬月額に改めるため、本条例を制定するものであります。

改正条文の説明については、別紙に配付しております議案第42号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、議案第42号参考資料として厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則新旧対照表を配布しておりますので、併せてご参照願います。

それでは、新旧対照表をご覧願います。

外国語指導助手の報酬の特例を定める第30条の改正は、外国語指導助手の報酬月額の上限を33万円から36万円に改めるものであります。なお、さきに説明しました規則で定める経験年数に応じた報酬月額については、本条例について議決を頂いた後、国の通知と同様の額に改正する予定であります。

議案書29ページにお戻り願います。

この条例の附則であります。

この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

なお、この改正の内容については、令和7年2月12日付文書により、自治労厚岸町職員組合に申入れを行い、同年2月20日付文書により合意をする旨の回答を得ているところであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願ひいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 基本的なことですけれども、この外国人指導助手というのは国籍はそれぞれの国なのか、日本国籍なのか。どうなのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

国籍はそれぞれの国の国籍となっております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 そうすると、これは日本円で支給するのですけれども、例えば今は円安です。

ということは、自国に戻ったときに手取りが大分昔に比べたら減るという話になる。といったときには、その成り手、逆に指導助手として来てくれる人というものを心配しないとならないのではないのかなというふうに思うのですけれども、その点について、例えばドル建てとかで払うとか、そういうようなことでもできないと、指導助手はどんどん日本円が下がっていたときには来る価値がないのかなというふうに考えられるのではないかかなというふうに思うのですけれども、そういう心配はないのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり心配はございます。円高ドル安だとかいろいろ今後もあるかもしれません。ただ、これについては自治体国際化協会で全国統一といったような金額になっておりますので、私どもがこれを上げるだとか下げるだとかというのは、自治体国際化協会の金額を参考に一律でやらせてもらっているのですから、これについては厚岸町が特別高くするとかというものではないので、このような金額の設定ということを考えたいと思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。であれば、今後は外為運動とかの報酬というのもぜひそういう団体でも検討すべきだというような声というものをやはり出していくべきだなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 繰り返しになって申し訳ないのですけれども、確かにそういう心配はあるのですが、一自治体で声を上げるというのもあれなのですけれども、他の自治体ではどういうような状況なのかというのもいろいろ調べさせていただきながらこれについては検討させていただきたいと思います。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第13、議案第43号 厚岸町老人福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第43号 厚岸町老人福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由についてご説明申し上げます。

老人福祉基金は、本格的な高齢化社会到来に備え、地域の老人福祉活動の促進を図るため、平成2年3月に国の補正予算において地域振興基金費として普通交付税への財政措置があったことから、老人福祉基金を設置し3,000万円を積み立て、これまでの間この基金から生じる運用益を老人福祉事業に活用してきております。

しかしながら、基金設置当初は運用益が年200万円ほどあったものの、その後は利率が低下、現在利率はやや回復傾向にあるものの運用益金だけでは事業への活用が困難な状況になっております。

このたびの条例改正は、現在の厳しい財政状況において本基金の目的である老人福祉の推進をしていくためには、少ない運用益金を確保し事業に充てていくよりも、基金の額を定めず、基金本体の使用を含めて老人福祉事業に活用しその効果を高めていく必要があると考えることから、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明につきましては、議案第43号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表をご覧願います。

基金の額を定める第2条の改正は、これまでの基金の額を3,000万円とする規定及び基金の額の増化に関する規定を廃止し、見出しを積立金額とし、基金の額を定めず、基金に積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とするものであります。

運用益金の処理及び基金の使用を定める第4条の改正は、条の見出しを運用益金の処理とし、基金から得た運用益金について、改正前は直接事業に充てるとしていたものを、改正後は事業に充てる財源について、運用基金を充てる事業がない場合や、他の財源の確保ができた場合なども想定し、その全額を一旦基金に編入することとする改正であります。

なお、改正前の第2項にある基金の処分に関する規定については別に条建てするものとし、改正前の第3項にある事業に充て切れなかった運用基金の差額の処理に関する規定については、改正後は運用益金の金額を一旦基金に編入することとなるため、差額は生じなく不要となります。

新たに加える改正後の第6条は、先ほどの基金の処分について定めるもので、改正前の第4条第2項に規定している老人福祉に要する事業への活用について、新たに条建てし規定するものであります。改正前の第6条の改正は、第5条の次に1条を加えたことに伴う条番号の繰下げであります。

議案書30ページをご覧願います。

附則であります。

この条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員）これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 変更しようという趣旨は今の説明で分かりました。

まず、現在この基金から運用されている事業について説明してください。

●議長（大野議員）保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長）お答えさせていただきます。

現在、規則において老人福祉基金の充てる事業について規定をさせていただいておりますが、現在この事業で充てているのは高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成費用、それから帯状疱疹のワクチンについても今年度から充てるという、この二つの事業について当町の独自事業となるため、この基金を使用しているという状況となっております。

●議長（大野議員）7番、南谷議員。

●南谷議員 当初3,000万円積んでいた、だけれども利息運用で当初は200万円ぐらいの運用はあったのだけれども現実は確かにそのとおりだと思うのです。今回の条例を改正することで気になったのですけれども、取り崩す3,000万円に今まで財源を翌年なりに積み戻していました。基金に最終的に使った分だけ補填してきた経過があります。年初当初はこの3,000万円に戻してきたのですから。それからまた運用してきた。

今度の改正で、一つのめどは今までピークが3,000万円でした。そしたら、これが撤廃されるわけでございますから、いつかは財源が3,000万円はなくなってしまうかもしれない。使った分だけ入れておけばいいのだろうけれども、その辺の考え方について、今後どうなっていくのかなというのが不安に思います。

今までであれば、使った分だけ翌年3,000万円入れて、また次の年ということで常に基金の残高は3,000万円をピークにしてきたという経過があります。今度は運用しやすくなるのですけれども、その年には金利はもう見られないですから、将来的に高齢化が進んでくると事業費はむしろ大きくなってくると私は思っているのです。そうすると、これらの高齢者の事業そのものがしぼんでいってしまうのではないのかなと思います。その辺の考え方について、ゆくゆくは財源がなくなりましたからやめますということになるのかどうなのか、この辺の見通しについて説明してください。

●議長（大野議員）総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長）お答えいたします。基金の全体的な管理ということで私から説明させていただきたいと思います。

まずはこちらの老人福祉基金で、この3,000万円という今回の規定を撤廃したということでございます。これからの方針といたしましては、やはりこの目的でもあります老人福祉の推進に資するものということになります。先ほど保健福祉課長からも説明がありました2事業をやはり永続的にやっていくというところが一番この基金の使い道ではないかと思います。そういった中では、やはりその年度年度の財源もありますし、この事業の事業費の推移もあると思います。そういった中では、この基金を活用していく、そしてこの基金をさらにこの老人の部分に充当していくという中では、その年その年の状況を見ながら積み戻しないし取崩しというのを進めていかなければと思っているところでございます。

●議長（大野議員）7番、南谷議員。

●南谷議員 基本的には老人福祉事業については先細ではなくて、そのときそのときでやっていくと。財源確保についても臨機応変にやっていくと。こういう理解でよろしいですか。

●議長（大野議員）総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長）説明がちょっとあれだったかもしれませんけれども、この基金はもちろん残しておりますし、その年のそれぞれこの3月でも、今回の補正でも、いろいろな基金にお金を積んでおります。そういった中では、この状況を見ながらやはり翌年のこの事業の推移を見ながら、残高も見ながら、どのくらいのお金をこの基金に積めばこの事業に充当できるかというのを見ながらこの基金を管理していくと思っています。

●南谷議員 分かりました。

●議長（大野議員）ほかにございませんか。

8番、石澤議員。

●石澤議員 確認です。

今はその積み戻す金額は3,000万円となっていますけれども、3,000万円ではないということですか。それとも3,000万円を積み戻すということになるのですか。

●議長（大野議員）保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長）現在実際に使用している状況についてですが、現在3,195

万円ほどございます。これを、当時の予算のときに新年度予算で、今で行きますと高齢者肺炎球菌、それから帯状疱疹のワクチンの独自部分の事業費に一旦充てるために、例えば100万円とか120万円とかというふうな取崩しを行って使用して、残り3,000万円に相当する部分を返していくというようのが現状までの使い方という形になっております。

今はこの二つの事業ですので百数十万円、ただ、当初予算としてはそういう形を取るのですが、今は帯状疱疹と肺炎球菌も年額にしますと100万円に満たないような事業費になっておりますので、その部分については当面この規模でやっていけるのかなというふうに考えているところです。

●石澤議員 いいです。

●議長（大野議員）ほかにございませんか。

（なし）

●議長（大野議員）なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第14、議案第44号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（渡部課長）ただいま上程いただきました議案第44号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

議案第44号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

現行の国民健康保険制度では、都道府県と市町村が共同で運営しており、北海道は、町が支払う保険給付に要する費用の全額を保険給付費等交付金として町に交付、町は、北海道が決定する国民健康保険事業費納付金を納付するため、北海道が毎年度市町村ごとに示す標準保険料率を基に保険税率を定めています。

このたびの改正は、令和7年1月15日に北海道から示された令和7年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基に保険税率の改定を行うため、本条例を制定する

ものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第44号説明資料厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第44号参考資料①国民健康保険税率の改正案及び議案第44号参考資料②関係法令の抜粋を配布しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項の改正は、基礎課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率100分の8.84を100分の8.87に改めるものであります。

第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率100分の2.77を100分の2.63に改めるものであります。

第8条の改正は、介護納付金課税額の所得割額の算定に当たり乗ずる率100分の2.01を100分の2.00に改めるものであります。

なお、今回の保険税率の改正による応能・応益の割合は、北海道から国民健康保険事業費納付金の本算定時に示された標準保険料率とほぼ同様の割合となる62：38で、中低所得者に配慮した税率に努めたものとしております。

また、現行税率で試算した場合の税額は3億2,610万8,000円で、改正案では3億2,292万9,000円となり、比較すると、町全体で317万9,000円、1%の減額となります。

議案書31ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 確認の意味で質問させていただきます。

今説明を聞いておったのですけれども、厚岸町の国民保険税の関係の令和7年度の算定に当たって、令和6年度と比較して今の説明では317万円ほど全体でダウンになるというふうに聞いたのですけれども、そしたら厚岸町全体で下がるのかなというふうに理解をしたのですけれども、どの階層が下がるのでしょうか。

それから、今回の改正、全道と比較してというのが頂いた資料にあるのですけれども、全道として比較してどうなっていくのか、この辺についても説明してください。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

●議長（大野議員） 再開いたします。

町民課長。

●町民課長（渡部課長） お時間を頂きまして大変申し訳ございませんでした。

まずご質問の1点目は、町で比較した場合に新しい税率でどういった階層が下がっていくのかというご質問だったと思うのですけれども、参考資料にも添付させていただいておりますが、今回の改正によって税額としては全階層が減額になるという試算で現在おります。ただし、所得が43万円未満の方についてはゼロベースということになってございますが、それ以外の方につきましては全て減額になるということで説明とさせていただきます。

2点目は全道ベースでのお話かと思いますが、まず全道ベースのトータルの金額というのは簡単に出せる数字ではございませんが、現在手持ちの資料の中で令和7年度の都道府県の標準保険料率と金額は示されておりまして、まず今回令和7年度の応能割分の医療分、これが令和7年は8%に対しまして令和6年度は7.88、したがいまして今年度は0.12の増加。それから、後期高齢者支援金分の応能割分については、7年度2.55%に対しまして6年度は2.65%、これはマイナス0.1。それから、介護納付金分の応能割分の率でございますが、令和7年は2.16%、令和6年は2.18%となってございまして、こちらはマイナス0.02%。これをトータルしますとプラスマイナス0%という結果になってございます。

応益割の分につきましては、医療分につきまして令和7年4万8,822円のところを令和6年度分は4万7,058円、これはプラス1,764円となっております。それから、後期高齢者支援金分につきましては、令和7年度が1万5,363円に対しまして令和6年度は1万5,440円といった金額で、これがマイナス77円になってございます。それから、介護納付金分につきましては、令和7年が1万5,346円に対しまして、令和6年度が1万5,287円となっていまして、こちらはプラス59円となっています。この三つを足しますとトータルで1,746円増加といったような数字になっておりますので、そういった意味では、応能割につきましてはプラスマイナス0%であります、応益分については増えているといったような状況になっています。

トータル金額につきましては、申し訳ございませんが今分かる材料がないでお許しいただきたいと思います。

以上です。

●南谷議員 いいです。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

(なし)

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第15、議案第45号 厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第45号 厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

本条例では、65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳の交付を受けた町民に対して提供する町独自の福祉サービスとして、生きがい活動支援通所事業をはじめとする八つの生活支援事業の内容及び対象者のほか、利用者負担及び実費に相当する費用について規定しております。

このたびの改正は、条例に定める生活支援事業のうち、生きがい活動支援通所事業、生活管理指導短期宿泊事業及び生活管理指導員派遣事業の三つの事業に係る利用者負担額について、介護保険法に基づく介護報酬の1割相当額を基準として定めていることから、令和6年4月及び6月の介護報酬の改定を基にそれぞれの事業に係る利用者負担の額を改めるため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第45号説明資料新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表をご覧願います。

1ページ下段から2ページにかけて、生活支援事業の利用者負担額を定める第5条第2項の改正は、第1号では生きがい活動支援事業を1日当たり500円に、第2号では生活管理指導短期宿泊事業を1日当たり530円、このうちユニット型個室の場合は620円に、第3号では生活管理指導員派遣事業を1時間当たり400円に、それぞれ利用者負担の額を改めるものであります。

議案書32ページにお戻り願います。

附則であります。

附則第1項は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

附則第2項はこの条例を施行する際の経過措置で、この条例の施行日前に利用したサービスに係る利用者負担については、なお従前の例によるとするものであります。

大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第16、議案第46号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第46号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その内容をご説明いたします。

家庭的な雰囲気の下5人以下の満3歳未満児を保育者の居宅その他の場所で保育を行う事業、19人以下の比較的小規模人数で行う保育事業、子供の居宅において一対一で行う保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定める「厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を基に規定しております。

また、施設型給付となる認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育給付となる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の運営に関する基準を定める「厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」については、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を基に規定しております。

このたびの改正は、国の定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、保育の内容に関する連携施設の確保の特例の新設、代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例要件の緩和、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を5年間延長する改正が令和7年1月31日に公布、同年4月1日

から施行されることと、令和6年6月19日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」で、栄養士法が改正され管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せず管理栄養士となることが令和7年4月1日から可能となるため、児童福祉施設等における栄養士の配置要件を、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合も満たすとした「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」が令和6年11月29日に公布。これにより国の定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正が令和7年4月1日から施行されることから、「厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の規定について改正する必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

また、本条例は改正しようとする条例が二つの条に及ぶことから、2条建ての構成とし、第1条は「厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」、第2条は「厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」としておりますので、ご承知おき願います。

改正内容の説明については、別に配布している議案第46号説明資料新旧対照表により行わせていただきます。なお、この条例で定めるべき基準の類型については、新旧対照表右側の改正要旨欄に条項ごとに括弧書きで従うべき基準と記載しており、適合しなければならない従うべき基準については、当該基準の範囲内であれば地域の実情に応じて国の基準と異なる内容を規定することが許容されますが、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから同様に改正するものでございます。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

第1条は、「厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」であります。

保育所等との連携を定める第6条の改正は、第1項第1号は保育内容に関する支援を保育内容支援とする略称規定の追加、第3号は、新たに2項を加えることに伴う引用項番号の変更、新たに加える第2項は、2ページにわたり家庭的保育事業等の連携施設の確保において著しく困難な場合に各号に掲げる要件を全て満たす場合は第1項の連携施設の確保をしなければならないとする規定を適用しないこととすることができるとする規定の整備、同じく新たに加える第3項は、前後各号の保育内容連携協力者の定義を規定するものであります。

改正前の第2項は、第4項とし、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合に連携しないことを認めるいづれかの要件として、第1号では代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、ア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めることとする規定、第2号は、代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該協力者の確保が著しく困難であることとする規定であります。

改正前の第3項は、第5項とし、代替保育連携協力者の定義について各号に掲げる区分に応じ定めるものとする改正と、新たな項の追加に伴い第4項以降の項番号の繰下げであります。

3ページですが、食事の提供の特例を規定する第16条第1項第2号の改正は、献立に

について栄養の観点から指導ができる者に管理栄養士を加えるものであります。

連携施設に関する経過措置を定める附則第3条の改正は、連携施設の確保が著しく困難な場合の経過措置期間を5年間延長し、施行日から10年を15年に改めるものであります。

続きまして、第2条「厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」であります。

4ページのあせん、調整及び要請に対する協力を定める第7条の改正及び特定地域型保育事業の利用定員の基準を定める第37条の改正は、第42条に2項を追加したことによる引用項番号の変更と、字句の整理であります。

特定教育・保育施設等との連携を定める第42条及び連携施設に関する経過措置を定める附則第5条の改正は、先ほど説明させていただいた第1条「厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」第6条及び附則第3条の改正同様の改正でありますので、内容の説明については省略させていただきます。

議案36ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は令和7年4月1日から施行するとするものであります。

なお、町内における各事業においてこの条例改正に伴う影響はありません。

以上、簡単な説明でございますが、審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第17、議案第47号 厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第47号 厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

国は、地域包括支援センターの職員配置の柔軟化と、総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化、介護保険負担限度額認定証の様式の改正をするため、「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準の一部を改正する省令」を令和6年3月29日に公布、このうち地域包括支援センターの職員配置基準に係る改正部分は、市町村の条例改正を1年間猶予する経過措置が設けられ、その期限が令和7年3月31日であることと、平成27年の「厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の制定当初には想定していなかった国の基準にある、第1号被保険者が3,000人未満の場合の人員基準について、当町の被保険者数の減少に伴い近い将来必要になると考えられることから、必要な改正を行うため本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別紙お手元に配付の議案第47号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。

議案第47号説明資料の新旧対照表をご覧願います。

地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を定める第4条第1項各号列記以外の改正は、人員基準の緩和を目的とし、従前の規定を原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会で必要と認める場合に限り常勤換算方法により人員基準を満たすことを認める改正と、この条例中における介護保険法施行規則の略称規定の整備で、これまで各号に規定する職種について、専任の常勤職員1人としていたものを、複数の非常勤職員を足して1とすることを認めるとするものであります。

主任介護支援専門員その他これに準ずる者を定める第3号の改正は、略称規定の整備に伴う字句の整理、2ページにわたり新たに加える第2項は、第1項の例外規定で、第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合、第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合、町の人口規模に関わらず地域的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合の、いずれかに該当する場合の地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数を1号被保険者の人数ごとに定めており、おおむね1,000人未満の場合は、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者の3職種のうち一人または二人の配置とし、おおむね1,000人以上2,000人未満の場合は、3職種のうち二人の配置で、このうち一人は専任で常勤の配置とし、おおむね2,000人以上3,000人未満の場合は、専従、常勤の保健師その他これに準ずる者が一人と、専従、常勤の社会福祉士その他これに準ずる者、または主任介護支援専門員一人のいずれか一人の配置とするものであります。

議案書にお戻りいただき、38ページをお開き願います。

附則であります。

この条例は公布の日から施行するとしてあります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第47号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第18、議案第49号 厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第49号 厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

本条例は、令和7年1月17日に議決いただいた第6期厚岸町総合計画見直し時の将来推計人口を踏まえ、厚岸町公共下水道事業計画で定めている計画人口を6,000人から5,790人に見直すため、北海道知事へ協議の申入れをしたところ、このたび同意が得られましたので、厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に定める下水道事業の計画人口を変更するため、本条例を制定するものであります。

改正の内容の説明については議案書により行わせていただきますが、別に議案第49号説明資料の新旧対照表をお配りしていますので、併せてご参照願います。

議案書42ページであります。

厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。下水道事業の経営規模のうち、計画人口を定めている第2条第4項第2号の改正は、現在の計画人口6,000人を5,790人に改めるものであります。

次に、附則であります。

この条例は、第9次厚岸町公共下水道事業計画の始期となる令和7年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 確認の意味で質問させていただきます。

下水道の事業計画は5か年です。今回、3月31日までの計画なので、次期に向けて新たにこれでというふうに理解をさせていただきました。

それで、6,000人を5,790人、資料によるとこれは厚岸町全体の人口ではないのです。限られた部分があるので。6,000人から5,790人に210人ぐらい減になっています。だから実際に合わせたのかなというふうに判断をするのですが、非常に今は人口減少が進んでいます。この5,790人という数字は現状の数字なのでしょうか。5年後にこの数字をクリアするということなのでしょうか。この辺の考え方について、今の時点なのか、5年後最終段階でどうなのか。実際に210人で減少がとどまるのかどうか、この辺も含めて試算に当たっての考え方をお聞かせください。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

議員がおっしゃるとおり計画期間が令和7年3月31日までということで、期間は現在の8次計画が今年度の3月31日までということで、始期が今度の新たなものについては令和7年4月1日からということと、計画人口に関しては、おっしゃるとおり下水道の区域を設定しておりますので、そこの計画区域を想定しているものでございます。

それと、5,790人というのは、令和11年（5年後）を想定した計画人口を算出したもので、これを計上させていただいてございます。

●議長（大野議員） よろしいですか。

●南谷議員 はい。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第19、議案第50号 厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長）　ただいま上程いただきました議案第50号　厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の項目である、糞便汚染のない水や土壤に分布する自然由来の細菌を含んだ大腸菌群数が、糞便汚染を的確に捉える大腸菌数に見直されたことに伴い、下水道法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月4日に公布。このうち公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、公共下水道等から放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の改正が令和7年4月1日から施行されることとなりました。

この改正に伴い、厚岸町公共下水道条例にある、公共下水道を使用する際に除害施設を設けなければならない水質の基準を定める規定について、改正を行う必要が生じたことと、字句の整理をするため、本条例を制定するものであります。

なお、改正の内容の説明については、別に配付している議案第50号説明資料新旧対照表により行わせていただきます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

除害施設の設置等を規定している第10条の2第10号の改正は、「の物質又は項目」を「のもの」とする字句の整理と、下水道法施行令の一部の改正に伴い「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものであります。

議案書43ページにお戻り願います。

次に、附則であります。

この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（大野議員）　これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

- 南谷議員　この新旧対照表を見ると、改正では大腸菌群数から群が抜けています。だから大腸菌以外は必要がなくなったという理解をするのですが、なぜですか。

- 議長（大野議員）　水道課長。

- 水道課長（高瀬課長）　お答えいたします。

これまで大腸菌群数といって水の中に含まれる物質が大腸菌のみならずいろいろな細菌を捉えるものであり、ここ最近では大腸菌そのものを検出できる技術が確立されたということで、この指標に変わったというようなことになります。

以上です。

●南谷議員 分かりました。

●議長（大野議員）ほかにございませんか。

（なし）

●議長（大野議員）なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

3時休みのため休憩いたします。再開は3時半といたします。

午後2時55分休憩

午後3時30分再開

●議長（大野議員）本会議を再開いたします。

日程第20、議案第51号 厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長）ただいま上程いただきました議案第51号 厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案書44ページをご覧願います。

厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例は、国の水道法施行令及び水道法施行規則の規定を参照し、布設工事監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めております。

食品衛生行政及び水道整備・管理行政の機能強化を図るための「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」及び「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」により、水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、その一部が令和

7年4月1日から施行されることになります。

このたびの改正は、水道整備・管理行政に携わる職員の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっているため、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格に関する要件について、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程を追加するものと、職員数の少ない給水人口5万人以下の小規模事業者において、簡易水道事業と同程度に技術上の実務経験年数を短縮するほか、技術士法に規定する上下水道部門合格者や建設業法施行令に規定する土木施工管理に係る1級技術検定合格者を加える改正がなされるもので、「厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例」において、改正を行う必要が生じたことと、過去の改正漏れ及び字句を整理するため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配布している議案第51号説明資料厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第51号参考資料布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を示した表①と関係法令の一部抜粋②を配布しておりますので、参考としてください。

新旧対照表1ページをご覧願います。

布設工事監督者が有すべき資格を規定している第3条第1項各号の改正は、第1号は、大学卒業者の要件から衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を除くものと、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数を1年6月以上とする改正と字句の整理。

第2号は、大学卒業者の要件に、新たに機械工学もしくは電気工学またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加する規定の整備。

第3号は、短期大学等卒業者の要件のうち、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数を2年6月以上とする改正と、略称規定及び略称規定の及ぶ範囲の追加。

新たに加える第4号は、短期大学等卒業者の要件に機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加する規定の整備。

改正前の第4号は、高等学校等卒業者の要件のうち水道に関する技術上の実務に従事した経験年数を3年6月以上とする改正と、略称規定の追加及び号番号を第5号とする改正。

新たに加える第6号は、高等学校等卒業者の要件に、機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加する規定の整備。

次に、2ページをご覧願います。

新たに加える第7号は、水道工事に関する実務従事者のみの要件を5年以上とする規定の整備。

改正前の第5号は、第2号の大学卒業者の要件のうち、大学院にて1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した者について、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数を1年6月以上とする改正と、字句の整理及び号番号を第8号とする改正。

改正前の第6号は、本条に号を新設したことに伴う引用号番号の変更と字句の整理及び号番号を第9号とする改正。

改正前の第7号は、技術士上下水道部門2次試験合格者の要件のうち、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数を6月以上とする改正と、字句の整理及び号番号を第10号とする改正。

改正前の第8号は、第7号を追加したことにより不要となる号を削る改正。

新たに加える第11号は、「土木施工管理1級技術検定合格者で、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を布設工事監督者が有すべき資格に追加する規定の整備をするものであります。

次に、3ページにかけて、簡易水道等の場合の読み替えを規定している第2項の改正は、簡易水道のほか新たに給水人口5万人以下の小規模事業者の資格要件の特例が拡大されたことに伴い、不要となる読み替え規定を削るものであります。

水道技術管理者が有すべき資格を規定している第4条第1項各号の改正は、第1号は、布設工事監督たる資格を有する者が削除されたことに伴う大学、短期大学等及び高等学校等の卒業者の要件に、新たに土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、大学卒業者にあっては1年6月以上、短期大学等卒業者にあっては2年6月以上、高等学校等卒業者にあっては3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を追加する規定の整備。

第2号は、大学、短期大学等及び高等学校等の卒業者の要件のうち、工学、理学、農学、医学、もしくは薬学の課程またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務経験年数を、大学卒業者にあっては2年以上、短期大学等卒業者にあっては3年以上、高等学校等卒業者にあっては4年以上とする改正と、引用号番号の変更及び字句の整理。

新たに加える第3号は、水道工事に関する実務従事者のみの要件を5年以上とする規定の整備。

改正前の第3号は、大学、短期大学等及び高等学校等の卒業者の要件のうち、工学、理学、農学、医学、もしくは薬学の課程またはこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務経験年数を、大学卒業者にあっては2年6月以上、短期大学等卒業者にあっては3年6月以上、高等学校等卒業者にあっては4年6月以上とする改正と、引用号番号の変更と字句の整理、略称規定の追加及び号番号を第4号とする改正。

次に、4ページをご覧願います。

改正前の第4号は、本条の資格要件を新設したことに伴う引用号番号の変更と字句の整理及び号番号を第5号とする改正。

改正前の第5号は、第3号を追加したことにより不要となる号を削る改正。

新たに加える第7号は、技術士上下水道部門2次試験合格者で6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を水道技術管理者が有すべき資格に追加する規定の整備。

新たに設ける第8号は、土木施工管理1級技術検定合格者で1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を水道技術管理者が有すべき資格に追加する

規定の整備であります。

簡易水道等の場合の読替規定を規定している第2項の改正は、簡易水道事業のほか、新たに給水人口5万人以下の小規模事業者の資格要件の特例が拡大されたことに伴い、不要となる読替規定を削るものであります。

議案書46ページをご覧ください。

附則であります。

この条例は令和7年4月1日から施行する。

ただし、第4条第1項第3号の改正規定のうち、「後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む後）に改める部分、「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を、「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」に改める部分及び同項第4号の改正規定のうち、「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を削る部分に限る部分については、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

8番、石澤議員。

●石澤議員 今回はなかなか成り手がいないということでの改正だと思うのですが、衛生工学または水道工学とかあるのですが、そういういろいろな技術的なものが、こういうふうに変えていったことできちんとつながっていくのでしょうか。

それから、ここに外国の学校においてというのを書いてありますが、それはどういうようなことなのでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

今回の改正では、大きな自治体では長く経験を有することができるような状況にありますが、我々のような小さな自治体であれば職員数が少なくて人事異動のたびに経験年数をその水道の技術について長く保有できるという状況にないものですから、こういうものを国では鑑みて、給水人口5万人以下の小規模事業体は簡易水道と同等の実務経験年数ということで、これまでが水道事業の2分の1の読替規定で規定されたものとほぼ同等とするというものと、学科要件なのですが、これまででは衛生工学、水道工学というのがありましたが、大学でもそれらが環境工学だとかいろいろなものに集約されて替わってきたというもので、そういうものはなくなる。それと、それではやはり飽き足らないということで、機械学科、電気学科そのほかに類するものを入れていかなければ、こういう成り手というのがなかなか確保されないということで規制緩和されたものと思わ

れます。

我々としては、現在としては私のみだったのですが、この条例改正により、あと2名ほどはこういう資格を有する人間が確保されるということになります。

また、外国のほうの課程も、同じような課程を踏まれた者も、あと上水道による経験年数を同じように1年……大学、短期大学、高校等々、履修課程によって様々違いますが、読み替えて経験年数を見ていくというような改正がなされたというようなことになります。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 今回埼玉で陥没事故とかが起きたり、それから能登の災害などのときに、結局水道のこういう技術員の数が足りない、技術がつながっていっていないというような問題が何回かいわれていたのですけれども、厚岸町はそういうのも構築しながら、そういう人たちを増やしていくという感じで捉えていいのですか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） これまでも技術上の経験を積ませるように継続して職員を、今後も技術者を継続できるように、當時この経験を積むように現場の経験なり給水工事に伴う考え方だとかそういうものを、これまで講習なり実務において積ませてきたのですが、条例の改正により今後もこれらの整備につながっていくことは確かだなとは思っていますので、あとは職員が今後継続されるように、職員の退職に伴い継続して実務経験年数を増やしながら、職員のレベルをアップしながらつなげるよう、職員の確保も常時継続してやっていく必要があるのかなとは考えております。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

10番、堀議員。

●堀議員 私も同じ感じで、昨今の技術者の確保の困難性から基準が緩和されてというのは大変いいことだと思います。厚岸町においても現行1名の資格該当者が改正になることによってあと2名ほど増えるという今の答弁を聞いて大変うれしくは思ったのですけれども、逆にいってしまうと、新しくなる人というのは経験年数がやはり少ないと話になります。ということは、現場経験も少ないといった中では、いきなり工事監督をさせてもいいのかというところが、やはり逆にいうと私どもだと心配するところかなというふうに思います。年数が少なくなった分のその技術研究、知見とかを養成するような研修や何かというものをしっかりと充実していただかなければいけないのかなというふうには思います。それについてはどうのように考えているのでしょうか。

それと、いろいろと2年とか1年6か月とかというような期間があるのですけれども、どこかの機関で資格者証的なものというのは発行されないのでしょうか。例えば2年6か月たてばこの人はもう水道の工事監督員として、厚岸町を仮に辞めてもどこかで

働くときにその資格者証で私は工事監督員になる資格を持っていますとか。また、厚岸町が水道の監督員として技術者を新たに入れなければならないといったときにも、そういう資格者証とかがあれば、逆にいってしまうとそれで基準をクリアしているということがしっかりと確認できるのかなというふうに思うのですけれども、そういう資格証的な交付というものは国とかでは考えていないのでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

まず一つ目が、短くなつたことにより経験が不足するのではないかというようなご心配があるかなとは思いますが、そういうこともあろうかなと思いますので、実務経験はスタッフによっては課内であってもずっと水土だけをやっているという方もいるので、それは一定程度の管工事に関する管理、給水工事に関する管理というものを資格、経験状況とその方の実務経験のスキル状況を見ながら配置していくという考えにはなりますし、あと講習なんかは日本水道協会からの毎年の講習だとか、敷設工事に関する研修だとか、水質上の研修だとかというのもありますので、逐次そういうものには出て経験を積むように考えてございます。

それと資格証というもののなのですが、資格証というものは現在発行されることにはなっていないのですが、布設工事監督者、水道技術管理者は町のほうの経験を我々で提示して、1名だけまず配属するというような、職員係を通じて総務から配置する、私に関しては今そういう資格を認めますというものは交付されていますが、2名も3名もということにならないものですから、その方が替わるときにだけそういう資格を有する者を辞令として出されることにはなるのですが、それ以外に関しては国から経験年数というものはないので、もし新たな採用となれば、その方々のこれまでの実務経験を見ながら、こういう方はなれるなという判断をしていくしかないのかなと思います。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。ただ、資格者証がないのであれば、例えば今回たまたま現在1名いるからいいのですけれども、誰もいない場合、民間に工事監督を委託する、そのときにも資格というものを持っているかどうかということの確認をやはりしなければならないとかというものはあると思うのです。何かしらそういう経験年数というものがしっかりと第三者でも確認できるような証明されるものというのがあったほうがいいのかなとは思います。これは我が町だけではなくて全国的な問題でもあると思うので、やはりそこら辺は何かしらのときにもそういうものがどうなんだという声というのは上げていくべきではないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。これらの管の更新工事に当たっては、発注者が

その工事を行わせるに当たってその管布設工事監督者、受発注でそういうものをきちんと確認できる、見られる人間がいないといけないというようなものが法律上決まってございますので、そういう対応はします。ただ、その施工される方に関しても、例えば給水工事の資格を持っている方、管工事の国家資格を持っている方とか、それとこれまでの工事履歴を確認しながら施工する部分を確認してございますので、そこら辺については問題ないのかなというふうに考えてございます。

●堀議員 よろしいです。

●議長（大野議員）ほかにございませんか。

（なし）

●議長（大野議員）なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第21、議案第52号 厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長）ただいま上程いただきました議案第52号 厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その内容をご説明いたします。

国は、全ての子供・子育て家庭への支援拡充のため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度として、令和6年6月12日公布の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童福祉法第6条の3第23項に乳児等通園支援事業を位置づけ、これに伴い、令和7年11月14日公布の内閣府令「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が令和7年4月1日に施行されることから、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

新たに創設される乳児等通園支援支援事業は、いわゆることども誰でも通園制度を行う事業で、これまで保育所や幼稚園等の通所等の要件を満たしていなかった3歳未満の子供の通園を可能とする事業で、就学前の乳幼児は誰でも通園することができるようになります。

事業の実施場所は、保育所、認定こども園、幼稚園、児童発達支援センター等で事業を行うための設備及び運営の基準を定める基準が当該基準条例となるものであります。なお、このこども誰でも通園制度は、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく給付事業となるため、全国の市町村において行わなければならず、厚岸町においても令和8年度から実施を予定しております。

初めに、お手元に配付の議案第52号説明資料厚岸町乳児等通園支援事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例概要をご覧ください。

まず、1として、条例制定の根拠であります。先ほどご説明させていただいたとおりであります。

次に、2として、条例の趣旨及び目的についてであります。この条例で定める基準は、乳幼児が明るくて衛生的な環境において、素養があり適切な訓練を受けた職員から乳児等通園支援事業の提供を受けることにより、心身ともに健やかに育成されることを目指すもので、乳児等通園支援事業者は当該基準を遵守する必要があるとされております。また、下段の表のとおり、国の基準により示された従うべき基準、参酌すべき基準の区分を踏まえて定めることとされています。

次に、3として、乳児等通園支援事業の対象者及び区分であります。この事業の対象となるのはこれまで保育所や幼稚園等の通所等の要件を満たしていなかった3歳未満の子供で、事業は、施設の定員の範囲内で事業を実施する余裕活用型と、それ以外の一般型に区分され、市町村の認可事業として行うこととなります。

次に、4として、条例の構成で、当町が定める項目で表の右の記載の従うべき基準は必ず適合しなければならない基準であり、参酌すべき基準は十分に参考しなければならない基準であるため、各項目について国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、おおむね国の基準を町の基準として定めます。

次のページで5ページとして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の概要ですが、主な基準として職員については、乳児等通園支援従事者として保育士と町長が行う研修、または町長が指定する都道府県知事が行う研修を修了した者の配置が必要です。

職員数は、0歳児3人につき職員一人、1歳から2歳児6人につき職員一人で、従事者の半数は保育士で、1事業所に二人を下回らない配置基準とされています。設備面積は、乳児室は一人につき1.65平方メートル、ほふく室は一人につき3.3平方メートル、保育室遊戯室は一人につき1.98平方メートルであります。給食は自園調理ですが、調理業務の委託や連携施設からの搬入は可能とされています。

次ページ以降については、国基準と町条例の比較となっておりますので、以下につきましてはご参照願います。

議案書48ページをお開きください。

議案に沿ってご説明させていただきます。なお、説明に当たっては本条例が国の定める基準とおおむね同様の内容でありますので、章または節ごとの説明とさせていただきます。また、別に議案第52号参考資料①としてこども誰でも通園制度について、資料②として関係法令抜粋を配布しておりますので、参考としてください。

この条例の題名を厚岸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例とし、題名の次に第1章から附則までの目次を付し、全27条で構成しております。

第1章は総則であります。

第1条趣旨は、この条例の制定根拠を定める規定、第2条定義は、この条例中の用語に関する規定、次ページ第3条最低基準の目的等は、この条例に定める基準を最低基準とし、その目的とその向上に関する規定、第4条最低基準と乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業者における設備及び運営の向上と、このために町が行うことについての規定であります。

第2章は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で、第1節は通則であります。第5条、乳児等通園支援事業者の一般原則は、次ページにわたって利用乳幼児の人権への配慮、保護者及び地域社会に関する運営の適切な説明、乳児等通園支援の質の評価と改善、外部評価とその公表及び改善、目的達成のために必要な設備の整備、構造設備に関する規定であります。

第6条乳児等通園支援事業者と非常災害は、消火器その他非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的な計画を立て、訓練するよう努め、少なくとも月1回の避難及び消防訓練を行うこと、地域の特性に応じ、自然災害を含むとする町の独自規定となる規定であります。

第7条安全計画の策定等は、事業所ごとに安全計画を策定し、職員に対し周知し、研修や訓練を定期的に実施すること、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等についての周知をすること、定期的な見直しを行うとする規定。

第8条自動車を運行する場合の所在の確認は、次ページにわたり利用乳幼児等の移動のために自動車を運行するときは、乗降の際の点呼その他の方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならないことや、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車には車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えることとする規定。

第9条乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件は、職員は児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならないとする規定。

第10条乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等は、職員は法に定める目的を達成するために必要な知識及び機能の習得、維持向上に努めるものとし、事業者はその資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとする規定。

第11条他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、必要に応じ当該乳児等通園支援事業者の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができるとする規定。

第12条利用乳幼児を平等に取り扱う原則は、利用乳幼児の国籍、信条等によって差別的取扱いをしてはならないとする規定。

第13条虐待等の防止は、利用乳幼児に対し法に基づく児童虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとする規定。

次ページですが、第14条衛生管理等は、事業者は衛生的な管理に努めまたは衛生上必要な措置を講じなければならないとし、職員に対する感染症及び食中毒の予防またはまん延の防止のための研修、訓練の定期的な実施に努めること、必要な医薬品その他医療品を備え、管理を適正に行うとする規定。

第15条食事の提供を行う場合に備える設備は、事業者は食事の提供を行う場合には必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないとする規定。

第16条乳児等通園支援事業所内部の規定は、事業者は事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならぬとし、事業の目的及び運営の方針、提供する事業の内容、職員の職種・員数及び職務の内容など11項目で、次ページにわたる規定であります。

第17条乳児等通園支援事業所に備える帳簿は、事業所に職員、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備をしておかなければならぬとする規定。

第18条秘密保持等は、事業所の職員は正当な理由なく職務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならないとし、事業所の職員であった者においても同様に秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならないとする規定。

第19条苦情への対応は、事業者は利用乳幼児またはその保護者からの苦情を受け付けるための窓口の設置など必要な措置を講じなければならないとし、市町村からの指導または助言を受けた場合は、これに従い必要な改善を行わなければならないとする規定であります。

第2節は、乳児等通園支援事業の区分で、第20条は、乳児等通園支援事業の一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の区分に係る規定で、一般乳児等通園支援事業は、余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しない乳児等通園支援事業とし、余裕活用型乳児等通園支援事業は保育所認定こども園または家庭的保育事業等を行う事業所において当該施設または事業に係る利用定員総数の範囲内で乳児等通園支援の利用乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業というとする規定であります。

次ページで、第3節は、一般型乳児等通園支援事業で、第21条設備の基準は、事業所の設備として、第1号から第7号までは、乳児または2歳に満たない幼児の利用では乳児室、ほふく室及び便所を備えること、各室の面積、事業に必要な用具を備えること、2歳以上の幼児の利用では、保育室または遊戯室及び便所を備えること、各室の面積、事業に必要な用具を備えること、第8号は、保育室等を2階に設ける場合はア、イ及びカの要件に、3階以上に設ける場合は、アからクの要件に該当するものとする規定であります。

次に、56ページ中段の第22条職員の基準は、保育士、必要な研修を修了した者を置くこととし、乳児おおむね3人につき職員一人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき職員一人以上で、その半数は保育士とし、事業所には二人を下回ることはできない。従業者は専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、第1号または次ページの第2号のいずれかに該当する場合は一人とすることができるとする規定であります。

第23条乳児等通園支援の内容は、乳児等通園支援事業は内閣総理大臣が定める指針に準じ、事業の特性に留意して利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならないとする規定であります。

第24条保護者との連絡は、事業を行う者は利用乳幼児の保護者と綿密な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならないとする規定であります。

第4節は、余裕活用型乳児等通園支援事業で、第25条設備及び職員の基準は、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、各号に掲げる事業を行う施設または事業の区分に応じ、各命令または告示に定める基準によるとする規定であります。

次ページの第26条準用は、第3節の一般型乳児等通園支援事業に規定する第23条乳児等通園支援の内容、第24条保護者との連絡の規定を、余裕活用型乳児等通園支援事業に準用するとする規定であります。

次に、第3章は雑則で、第27条電磁的記録は、この条例の規定において紙その他の有体物である書面で行うことが規定されているものについては、書面に代えて電子的記録や磁気的方式などの電磁的記録により行うことができるとする規定であります。

次に、附則であります。

この条例は令和7年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 何点かお尋ねさせていただきます。

まず、こども誰でも通園制度、令和8年に向けて厚岸町も先駆けて今回制定されるわけです。実際に通園可能なのは0歳6か月から満3歳未満を想定しているということで、厚岸町の場合もそういうことなのかなと思います。それから、1か月当たり、ずっとではないと思うのです。一定時間なのですけれども、これがどのくらいの時間になるのか。1か月であれば預かっていただける時間がどのくらいの時間になるのでしょうか。

それから、保育所は厚岸と真龍と二つあります。私の推測ですけれども、これらの施設を活用していくようになるのかなというふうに勝手に想像したのです。その辺の施設の利用について、これから決まっていくと思うのですけれども、施設はどこになるのか、それから当然施設が場所が指定されると保育士さんの問題も厚岸の場合であれば可能だとすると現状の保育所の中にというふうに勝手な推測をしたのです。この辺について、実際にこの制度を来年の8月に令和8年度に向けてやるわけですけれども、厚岸町が来年の4月1日からやる上でどういう方向に向かっていくのか、全体像が見えないです。制度は分かりました。制定するわけですから。でも来年の4月1日から受け入れ態勢を取ることですが、どこの課で、保育所が丸々連絡係も含めてどういうふうにしていくのだろうかと。それから、保育士が担当になるのか、はたまた違う施設から人を頼んで呼んでくるのか、この辺についても今の時点では分かる範囲で説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

まず、この制度の対象年齢ですが、お配りしている参考資料①で、国の資料そのままなのですが、この中では保育所に通う、それから幼稚園に通う、そして両方に通えない0歳から2歳までのお子さんという形になります。制度上、今は事業自体の実施に係る国の通知がそれぞれ通常事業としては保育所にしても幼稚園についても出てくるのですが、これがやっと案として示されております。この中の確認をしますと、やはり基本的には6か月児から3歳未満の子が対象になるというふうなことになっているようです。

それから、利用の上限につきましては、国はこの制度の概要の説明のときから月10時間程度という話をしております、今国から出てきた案の中でも月10時間を上限というような記載がございます。月10時間というふうになりますと、例えば1日2時間ずつ預けても5日程度ですとか、そういういたくらの利用状況のかなというふうに考えております。

それから、令和8年以降厚岸町が行うということで答弁させていただきました。これにつきましては基準については今回定めておくことで、年度内に例えば幼稚園でこの事業を行いたいという申請があったときに、基準を設けておくことで受付して認可を出すことができますので、国の基準と同様に今年度定めさせていただいたということが、いわゆる運営基準等の定めで、今回の条例になります。

実際に事業を行うのは、厚岸町が直當で行うこともできますが、民間においてもこの基準を定めた認可を取れば事業が行えるというものになりますので、現在では例えば町内のカトリック幼稚園がやるのか、実施できる場所としては、先ほど説明したように保育所、幼稚園、それから子ども発達支援センターというところもあり障害児の通所する場所ですが、ここでも事業者が申請を行って認可が出れば障害児等の通園ができるようになりますので、それについては7年度に行うということは確認しておりますが、8年度から行うということはこれから確認することになると思います。

ただ、町としては現在保育所のほうで、2か所の認可保育所を運営しておりますが、その中では令和8年度以降実施したいというふうに考えております。想定されるので一番やりやすく考えられるのは、しんりゅう保育所に一時保育室というのがそれぞれの0歳、1歳、2歳、5歳までの保育室とは別にありますので、本来は今後一時預かりを行うためにというふうに想定していたところですが、これにあわせてその部屋を使うことができるのかなというふうに考えております。

今の基準の説明の中でも余裕活用型という部分は、既存の施設において定員以内で受けられることがあります。そうしますと、新たな保育所を確保しない中でも実施ができるというふうに考えております。ただ、定員を増やすことで職員もさらに配置して受けれるということも可能となるので、この状況を見極めて実施に向けて考えていきたいというふうに考えているところです。それは月10時間の利用を、現在生まれてくる子供は30人ちょっとぐらいなのですけれども、その子供たちがどういった頻度で利用するのか、最大この子供たちが利用するとしても保育所に預かっている子供もいて、預かっていない子供の中でどれくらいの利用があるのか、どれくらいの業務量になるのかということを改めて試算しながら、どれくらいの利用頻度になるのかということを想定しながら設定したいなというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 これから聞こうとしたところまで説明していただきありがとうございます。

今後どのくらいの利用を想定されているのかなど、当然まだきちんと広めていないわけですから、つかみきれないところもあるのですけれども、今の答弁ですと、現状ではまずしんりゅう保育所を対象にしたいということで、そうすると、可能であれば、先ほども聞いたのですけれども、施設の問題、それから保育士さんの問題という課題が出てきます。これらについてまだ不確定要素で、これから生まれた対象者の人数を把握した上で縦断的に対応していくと。もしかしたら両保育所で利用者が多ければ、月何時間もないからそのような多い時間にはならないかも知れないけれども、まずはそちらからスタートなのかなというふうに勝手な推測をしたのですけれど、もし多ければあっけし保育所でもそういう体制を取ることなのかなというふうに、広げていくのかなというふうに判断をしたのです。

それから、あくまでも保育所が窓口になっていくということになると、受入れ態勢も連絡体制も当然担当している保育所が主になるのだろうと思うのですけれども、この窓口というのは保育所だけでよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 補足させていただきます。令和8年度から行うに当たっての想定ですけれども、例えば今年度は町内の2歳児は38人なのですけれども、そのうち保育所等に通っている子供が35人、通っていない子供が3人なのです。1歳だと半数は保育所に通う。0歳だと、生まれてすぐというのはなかなか難しいので、それでも30人だと12人ぐらいは0歳でも通っているというところでは、利用する人数のパイが最大量でもそんなに多くはないのかなというふうに考えているところです。

それと、それらが上限10時間で使っていく中でどういった利用形態になるのか。それと、しんりゅう保育所の空き教室を使うということも可能ですが、現場の声を聞きながら、通常の部屋保育室でも一緒に、通常来ていない子供と一緒にいきなりできるかどうかというところもありますし、それから、今日申込みがあって明日から利用できるというものにはなかなかならないと思っています。事前に町に利用の申込みを頂いて利用することになりますが、一定の状況によっては事前に確認をするですか、そういったことも踏まえて利用できるような現場において困らないような利用の形態にしたいなというふうには考えております。

その部分も、例えばしんりゅう保育所とあっけし保育所でもできるのかということは可能性として検討しなければいけないかなというふうには思っていますが、現場とも話しながら進めていきたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 大変心強い詳しい説明ありがとうございます。

そうすると、対象人数は私が想像していたよりも意外と少ないとということです。

それともう1点。ある程度方向が決まったから保育所に丸投げではなくて、やはり初めて取り組んでいくわけですから、財源の問題、いろいろあるので、やはりお互いに連携をきちんと取って、大事なお子さんを預かるわけですから、その辺はしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） また改めて補足させていただきます。

来年度行うということで、今回は基準のことについて事前から説明しておりました。事業について必要な要素の一つで料金のほうを全く話をしていなかったと思いますので、参考までにお話しさせていただきたいと思います。国が通常考えている部分ではやはり利用料金の設定を考えております。この部分につきましては、厚岸町ではほかの保育料等は無料にしている経過もあるので、そういうことも参考にしながら設定しなければいけないのかなというふうに考えております。

もう一つですが、利用については、子供の給付という形になるので、当初申請を頂いてその後は随時利用するという形になるのですが、これについては国で例えばスマホなんかを利用しての予約システムみたいなことも一緒に開発して運用したいような話もしているので、そういうことも間に合えば運用していくのかなと思います。また、対象となる保護者については、そういうことを活用できる層ですので、そういうことのほうが便利なのかなということもありますので、そういうことも活用できればというふうに考えております。

ただ、現在厚岸町では特に3歳未満児については子ども・子育て支援センターの実施もしておりますので、そういうことも併用していただきながら、できるだけいろいろなものをお子さんには使っていただきたいなというふうに考えておりますので、安全に利用できるような形態で実施していきたいというふうに考えております。

●南谷議員 いいです。

●議長（大野議員） ほかにございませんか。

10番、堀議員。

●堀議員 第6条なのですけれども、第6条第1項では中頃に非常災害に対する具体的な計画を立て云々というのがあって、第3項が町の独自基準を設けられています。第1項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては地域の特性等を考慮してと。ただ、第1項の先ほど読み上げた中段の非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならないと。この中に十分に網羅できているのではないのかなというふうに思うのですけれども、あえてこの第3項をさらに加えた理由というのはどのような理由なのでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

今回、新たな事業に対して定める基準で、これについては一番早かったのは介護保険の各施設事業等の設備及び運営に関する基準です。これらは当初から国が定めた基準に準じて市町村が条例化している中で、北海道は、市町村が指定するものについては市町村が定める、北海道が指定するもの、例えば心和園の多床室の部分なのですが、ああいったものは北海道の条例において定めることとなっております。当時行った非常災害の対応について、この自然災害を加味して独自基準を設けたというのが北海道が行ったことで、厚岸町も津波避難区域が多く、心和園については津波浸水区域でもありますので、そういったことを考慮して特に自然災害に対するものを付け加えて、これらの規定についてはこれまで独自基準として付け加えている経過があります。

今回も同様の基準となるためにあえて設定をした状況なのですが、第6条の基準の中では基本的には消防設備等、それから避難訓練等で自然災害に対する津波避難訓練とは書いていないのです。その他の災害等に対する設備、それから訓練なのです。その中で例えばですが事業所において消防訓練だけを行って計画を立ててやったことで、この6条の基準に該当するものなのかなというところを考えたときに、自然災害の津波避難をやってもらいたいというような意図ではあります。ただ、それを必ずしも読み込めないかというと、その他非常災害と書いておりますので、言われるとおり指定基準、指導権限も厚岸町にありますので、あらかじめそういったことを事業者にお願いして、計画の中で津波に対する対策を取ってくださいと言うようなことはできますが、基準にあえて表現をさせていただいたという経過となっております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 ただ、これが対象が町だけであれば、それでもいいのかもしれないですけれども、先ほども言われたとおり民間だって当然入ってくるといったときに、ここがあえてハードルを高くされると逆に民間がなかなかできなくなるという点も、現状先ほどの中では3人ほどだとかといったごく少数の対象の中では起き得ないのかもしれませんけれども、ただ、やはり民間を圧迫するような基準というものは極力考えてもらわなければならないのかなというふうに思うのです。先ほど言ったとおり運営指導といった中でもあるので、それはそれでいいのですけれども、やはりそういう懸念というものが生じるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺はぜひよろしくお願ひいたしたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 言うとおり独自に基準を設けることで事業所に指定をするためのハードルを上げてしまうということも懸念されるというのは理解できるお話だと

思います。ただ、この地域においてはやはり事業者にお願いをしたいというようなこともありますので、この部分についてはご理解いただきたいなというふうに思っていますし、実際に申請がないと許可は出しませんし、その段階で窓口でのやり取りもありますので、そういった種々のやり取りを通して対応したいというふうに考えております。

●堀議員 いいです。

●議長（大野議員）ほかにございませんか。

（なし）

●議長（大野議員）なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時31分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 6 日

厚岸町議会
議長

署名議員

署名議員